

平成 15 年度外務省政策評価の平成 16 年度の政策への反映状況について

平成 17 年 3 月
外務省

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成 13 年法律第 86 号)第 11 条の規定に基づき、平成 15 年度外務省政策評価結果の平成 16 年度の政策への反映状況を取りまとめたところ、同条の規定に基づき公表する。

1. 平成 15 年度の事後評価については、「国・地域」、「分野」、「政府開発援助」等の計 126 件を対象として行い、その結果を平成 16 年 6 月に公表した。今回の調査では、平成 15 年度の評価結果を受け、16 年度において具体的にどのような対応が取られたのかを取りまとめた。
2. 評価結果を受け、それぞれの政策について平成 16 年度に取られた具体的な対応は別表のとおり。
 - (1) 評価の結果は、外務省の予算、定員・機構要求にも反映されている。
 予算要求に反映された件数： 119 件
 定員・機構要求に反映された件数： 43 件(定員 40 件、機構 10 件)
 - (2) 評価の結果、引き続き政策を継続実施するとしたものについては、平成 16 年度に特に力を入れて行っている事項や、既に達成された実績等を別表に記載した。また、評価の結果、評価対象政策の改善・見直しが必要とされた政策については、評価結果を踏まえた 16 年度の具体的な対応を別表に記載した。
 - (3) 政府開発援助の未着手・未了案件の対応状況は以下の通り(別表にも記載)。
 - (イ) 未着手案件(交換公文締結後 5 年を経過した時点で、貸付実行に至っていない有償資金協力案件)について、平成 16 年度末時点での評価結果は、貸付中止 3 件、継続 4 件であった。その後継続予定の案件 1 件が貸付中止となったため、現在は貸付中止 4 件、継続 3 件となっている。なお、継続案件 3 件のうち 1 件は現在貸付実行が開始されている。
 - (ロ) 未了案件(交換公文締結後 10 年を経過した時点で貸付実行が未了である有償資金協力案件)について、平成 16 年度末時点での評価結果は、貸付完了 5 件、継続 6 件であったが、その後継続予定の案件 3 件が貸付完了となったため、現在は貸付完了 8 件、継続 3 件となっている。

総合評価方式を用いて、外務省の主要な 18 の基本政策、59 の中期施策、46 の重点施策、政府開発援助の 3 の重点政策、18 の政府開発援助の未着手・未了案件を対象として評価を実施し、その結果を平成 16 年 6 月に「評価書」として公表

1. 国・地域

(1) 対東アジア・ASEAN 外交

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要		評価結果の政策への反映(予算・定員・機構は H17 年度要求への反映)			
					概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)
1	幅広い分野での日・ASEAN 協力の強化	日・ASEAN 間の政治・経済・文化等幅広い分野での協力促進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	わが国の安全と繁栄にとって不可欠なアジア大洋州地域の安定と繁栄に日・ASEAN 間の協力強化は、大きな意義を有しており、このために、平成 15 年 12 月の日・ASEAN 特別首脳会議で発出された「東京宣言」及び「行動指針」を今後着実に実施すべく、引き続き日・ASEAN 関係を発展強化していく必要がある。				行動指針における 120 の具体的な協力措置について、昨年 11 月の日・ASEAN 首脳会議に進捗状況報告書を提出し、ASEAN 諸国との間で措置の着実な実施について確認している。
2	ASEAN + 3 協力の更なる拡充	ASEAN + 3 の枠組みにおける諸分野での協力促進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	ASEAN + 3 協力のさらなる拡充は、わが国の安全と繁栄にとって不可欠なアジア大洋州地域の安定と繁栄の確保に直接的に寄与するものであり、施策の継続は必要不可欠である。				施策の重要性に鑑み、取組を継続中である。
3	日中韓三国協力の深化	日中韓三国の経済を中心とする諸分野での協力促進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	日中韓三国間協力は、「日中韓三国間協力の促進に関する宣言」にあるような経済・貿易、文化及び環境等の取組を着実に実施していくことにより、東アジアにおける平和と安定に寄与するものであり、わが国の国益に直結しており、優先的に取組、継続していく必要がある。				三国間協力推進の観点から、昨年 11 月の日中韓首脳会議において、2003 年の首脳共同宣言を受けて、今後の三国間協力の方向性を示した「行動戦略」が承認された。

(2) 対北朝鮮政策

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要		評価結果の政策への反映(予算・定員・機構は H17 年度要求への反映)			
					概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)
4	日朝二国間における取組	拉致問題や核問題、ミサイル問題を含む安全保障上の問題等日朝間の諸懸案の平和的解決の実現	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	日朝間の問題は未だ解決されておらず、今後も平和的・外交的方法によって問題の包括的解決を図る必要があるところ、施策を継続していく必要がある。				日朝首脳会議、実務者協議等、日朝間の諸懸案の解決に向けた努力を継続中である。

5	多数国間における取組	拉致問題や核問題、ミサイル問題を含む安全保障上の問題等日朝間の諸懸案の平和的解決の実現	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	北朝鮮を巡る諸問題は、地域の平和と安定に重大な影響を及ぼす問題であり、核問題、ミサイル問題等の北朝鮮を巡る諸問題を平和的・外交的方法で包括的に解決していくためには、米国、韓国等の関係国との緊密な連携・協力の下、六者会合のプロセス等多国間の取組を継続していくことが必要不可欠である。六者会合のプロセスは非常に貴重であり、今後も問題の平和的・外交的解決のため最も有効な手段として同会合を中心とした多国間の取組を続けていく必要がある。				六者協議、日米韓実務者協議等、多数国間における取組を継続中である。
---	------------	---	--	--	--	--	--	-----------------------------------

(3) 対韓国外交

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要		評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)			
					概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)
6	日韓間の交流の増加	日韓間の相互理解と信頼関係の一層の強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	「日韓共同未来プロジェクト」は継続することにより、より多くの両国民が交流する機会を得ることとなり、施策を継続・拡大することが望ましい。また、査証(ビザ)免除に向けた取組等は両国間の交流拡大のためにも必要なプロセスであり、継続することが望ましい。				今後も引き続き年間1万人超を目指し、青少年・スポーツ交流を支援している。
7	日韓間の経済関係の強化	日韓間の貿易投資の増進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	日韓経済関係は、日本から見て韓国は第3位の貿易相手国であり、韓国から見て日本は第2位の貿易相手国である等、非常に緊密な関係にあるが、この関係を一層強固にすることは、日韓両国が21世紀において共に繁栄していくために必要なプロセスであると考えられる。また、現在、東アジアにおいて経済連携に向けた動きが活発であるが、日韓両国が経済連携に主導的に取り組んでいくことで、東アジア地域全体の経済や安定にとっても良い影響を与えるものと考えられ、引き続き積極的に取り組んでいく。				平成16年度までに延べ6回の日韓EPA/FTA締結交渉を行った。また、2月に日韓社会保障協定、12月に日韓税関相互永遠協定に署名した。
8	日韓間の安全保障分野での関係の強化	北東アジア地域の平和と安定のための日韓間の連携の強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	引き続き、年1回を基準に日韓安保対話を開催し、対北朝鮮政策等についての連携強化を図り、両国間の安全保障分野における協力関係を促進する必要がある。特に、不安定な朝鮮半島情勢を日韓相互で理解を深めることは重要である。また、必要に応じ、外務省及び防衛庁のヘッドのレベルにこだわらない随時の開催を両国とも望んでいる。				今後も年1回を基準に日韓安保対話を開催し、日韓間の連携の強化を図る。また必要に応じて外務省及び防衛庁でのヘッドのレベルにこだわらず、随時協議を開催することとする。

(4) 対中国外交

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要		評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)			
					概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)
9	間断なき対話を通じた日中間の各種協力の推進	幅広い分野における日中間の「共通利益」の拡大	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	間断なき対話による各種協力の推進は、効果的な対中国外交の促進に不可欠である。				APEC、ASEAN+3 の際の日中首脳会談、4 回の日中外相会談の他、日中外交当局間協議、新日中友好 21 世紀委員会第二回会合、ハイレベル交流等を実施している。
10	日中経済関係の強化	日中間の経済問題の早期発見・未然防止と相互補完関係の強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	日中経済関係は貿易・投資ともに急速に拡大・深化しているほか、環境、科学等の分野でも進展しており、引き続き施策を継続していくことが必要である。				日中経済パートナーシップ協議及び同事務レベル会合を中心に中国側との交渉を累次実施している。
11	人的交流の拡大とそのための環境整備	日中間の相互理解・相互信頼の向上と邦人保護・治安協力強化等	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	人的交流の拡大を通じた相互理解・相互信頼の増進は、その効果について短期間で定量的に測定することは必ずしも容易ではないが、継続し、着実に実施していくことが重要である。				9月から中国の修学旅行生に対し査証免除措置を実施している。さらに同月中国国民訪日団体観光の対象地域に、天津市、江蘇省、浙江省、山東省及び遼寧省を新たに追加した。その他、日中領事協定締結交渉を実施している。

(5) 対東南アジア外交

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要		評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)			
					概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)
12	ベトナムとの貿易・投資関係促進に向けた取組	・日越双方の貿易投資環境の改善を通じた貿易 ・投資関係の量的拡大と質的変容 ・国際分業の進展 ・わが国の構造改革への寄与等	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	施策を実際に日本企業による事業活動の活性化につなげるためには、今後着実にフォローアップすることが不可欠である。わが国経済界との関係では、年次開催が定着している「貿易投資ワーキング・グループ」の他、投資協定については、履行確保に係る「合同委員会」(年一度、いずれか一方の締約国の要請により開催される)、共同イニシアティブについては「モニタリング委員会」(半年に一度)がフォローアップを行う組織として予定されており、日越双方の協力の下でこれらを着実に実施していくこととする。				行動計画に盛り込まれた 44 項目は「イニシアティブ」で、また、それ以外の新規の重要な懸案は「ワーキング・グループ」で対応するとの役割分担が確定したので、この分担に従い、新規問題に取り組むことで、ベトナムの投資環境整備をより一層加速していくための努力を継続している。

13	インドネシアの安定・発展に向けた努力に対する支援等を通じた、良好な二国間関係の推進	・各種支援を通じた投資環境の改善 ・インドネシアの経済・社会の安定の確保	1) <u>継続</u> 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	平成15年6月のメガワティ大統領の国賓としての訪日の際に行われた首脳会談において、両首脳は、二国間関係を強化するべく基本的テーマの一つが改革過程の促進及び繁栄の達成であるとの見解を共有した。また、メガワティ大統領は、インドネシアの改革過程及び民主化の加速化に向けたわが国の援助と支援に対して謝意を表明し、これに対して、小泉総理より、わが国はインドネシアの改革努力に対し、更なる効率的・効果的な支援を行うことを確認した。 また、同首脳会談では、テロ対策についての二国間協力に関する宣言を発出した。平成16年2月の逢沢外務副大臣とハッサン外相との会談でもこの方針が確認された。したがって、インドネシア支援の重点分野にテロ対策を盛り込む必要がある。				平成16年10月のユドヨノ大統領の就任に加え、12月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波被害も踏まえ、インドネシアの民主化と改革への動きをわが国として引き続き支援している。
----	---	---	---	--	--	--	--	---

(6) 対南西アジア外交

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要	評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)				
				概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)	
14	日印グローバル・パートナーシップの強化	政治、安全保障、経済、文化、地球規模問題等広範な部分での協力強化	1) <u>継続</u> 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	平成15年の日印次官級政務協議では、政治・安全保障面を中心とした今後の日印協力関係について、藤崎外務審議官の訪印では、経済面での今後の日印協力関係について、さらには、シンポジウム「インド：台頭するグローバル・パワー 新時代の日印協力戦略」においては、総合的な日印関係強化について、様々な示唆を得たところであり、このような豊富な材料を具体的に実施していくことが今後の課題であり、引き続きこの施策の継続が必要である。				平成16年においては主に総合的な日印関係強化を目指し、8月の川口外務大臣(当時)訪印や11月のASEAN サミットに際する日印首脳・外相会談等政治レベルの交流を実現した、また、経済関係強化のための共同研究グループ(JSG)等の設置に合意し、経済を中心とする日印関係強化につき確認、合意した。平成17年3月から4月にかけて、共同研究グループ(JSG)第1回会合、安保対話、テロ協議及び交流手段としてデリーにて日印シンポジウムを開催予定である。

15	スリランカの平和の定着」への貢献	・過去20年間続いた民族紛争の終結 ・日本の国際的地位の向上	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	東京宣言で打ち出した「支援の実施と平和の進展とのリンケージ」の理念を实践するために、わが国を始めとする共同議長が中心となって国際社会は今後和平プロセスの検討及び監視を行っていく必要がある。そのため、平成15年9月、スリランカで第1回東京会議フォローアップ会合（議長：明石政府代表）が開催されたが、その際、今後も東京会議のフォローアップを行うことが合意された。スリランカ政府からも、わが国が今後復興開発の分野で国際社会をリードする役割を果たすことが期待されており、わが国が東京会議で表明した今後3年間で最大10億ドルの支援の実施を含め、スリランカにおける恒久的な平和の実現にむけて、引き続きスリランカ和平プロセスへの支援を継続していく必要がある。				東京会議4共同議長会合を3回実施し（2004年2月、2004年6月、2005年1月）スリランカ和平プロセスの進展を紛争当事者に促している。また、東京会議でプレッジした3年間で10億ドルの支援につきスリランカ和平プロセスの進捗状況を踏まえ実施中である（現在までのところ10億ドルのうち3.1億ドルを供与済）。
----	------------------	-----------------------------------	--	--	--	--	--	---

(7) 対大洋州諸国外交

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要		評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)			
					概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)
16	豪州との政治・経済等幅広い分野での友好・協力関係の推進	各種協議を通じた友好関係の進展	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	様々な基本的理念を共有する日本と豪州がその関係をより緊密化させ、アジア太平洋地域における創造的なパートナーとなることは、変動する国際社会において、日本が政治的にも経済的にも安定的な立場を確保する上で不可欠である。				アジア太平洋地域における重要なパートナーとして、幅広い分野における各種協議を継続して行っている。
17	ニュージーランドとの政治・経済等幅広い分野での友好・協力関係の推進	各種協議を通じた友好協力関係の進展	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	ニュージーランドとわが国は、アジア太平洋に位置し基本的な価値を共有しており、多くの点で両国の意見は一致しているが、捕鯨等一部の点については意見を異にし、地域の安全保障や国境を越える問題等への対応においては今後協調体制を構築すべき分野などがあり、両国の政策の更なる協調に向けて継続的な意見調整が必要である。また、ニュージーランドより提案のあった両国関係緊密化の推進は両国間の交流を促進するのみならず、両国間の協調関係を更に強固なものとして今後とも継続する必要がある。				ニュージーランドとの各種協議を通じ、幅広い分野における一層の協力について意見調整を行っている。

18	大洋州島嶼との幅広い分野での友好・協力関係の推進	各種協議を通じた友好協力関係の進展	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	平成15年8月、日本・太平洋諸島フォーラム(PIF) 各国首脳が第34回PIF総会コミュニケにおいて、「太平洋・島サミット」開催に対する日本への感謝と同サミットの3年に一度の開催を要望する旨表明しているように、大洋州における島嶼国と日本との幅広い分野での友好・協力関係の一層の推進にける域内各国の評価と期待は大きく、今後とも強化していくことが適当である。				第3回「太平洋・島サミット」の成果文書である「沖縄イニシアティブ」に基づいた各種協力を実施するとともに、様々なレベルでの往来や政策協議を通じ、域内各国との関係強化に努めている。
----	--------------------------	-------------------	--	---	--	--	--	--

(8) 対米外交

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要	評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)				
				概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)	
19	政治分野での協力の推進	日米両国が直面する共通の政治・安全保障面での諸課題についての両国政府間の緊密な連携の一層の強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	平成15年度日本政府が実施してきた政府間の協議の実施、また、議会関係者・有識者を含む政治対話・交流の促進は、政治・安全保障問題に関する日米間の緊密な連携、ひいては、日米同盟の維持・強化に有効であったことを踏まえ、今後とも継続・強化していくことが適当である。				平成16年度においては、日本外交の要である日米関係の重要性に鑑み、引き続き首脳・外相レベルを含むあらゆるレベルでの政治対話・交流を促進するとともに日米間の戦略対話を深化させることによる政治・安全保障問題に関する日米間の緊密な連携及び日米同盟の維持・強化に努めている。
20	経済分野での協力の推進	日米両国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調の推進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	日米両国の経済規模から考えても、日米経済が安定した協調関係に立脚して持続的に成長することは、引き続き世界経済の成長のためにも必要不可欠である。また、最近、いわゆる「貿易摩擦」は表面化していないが、両国の経済規模の大きさと両国間の貿易・投資規模の大きさから考えても、今後大きな二国間の紛争が表面化する可能性がないとは言えない。 したがって、今後とも引き続き、日米間の対話の枠組みを多面的に維持・発展させること、世界的なルールに則って個別問題の処理に当たること、民間部門と日米経済関係について率直な議論を行い対米経済政策立案にいかすことは、世界経済全体にとっても、また、日米関係全般の維持・強化のために経済分野における「摩擦」の種を早めに摘み取るとの観点からも、政策的に極めて重要と考える。				については、「成長のための日米経済パートナーシップ」の下にある各対話を引き続き推進している。その際、日米双方が関心を有する事項につき幅広く議論を行い、協調的・包括的な関係の維持に努めている。 については、「バード修正条項」をはじめ、WTO協定違反が確定している米国の貿易措置の是正を様々な場で引き続き働きかけ、12月には1916年ダンピング防止法の廃止が実現している。また、WTO協定違反の疑いがある米国のダンピング額計算方法(「ゼロイング」)については、同協定に基づく二国間協議を開始した。 については、やの政策実施の過程で日米双方が提起する諸課題について関連企業と随時率直な意見交換を行うことによって、例えば規制改革及び競争政策イニシアティブでの議論が民間部門の問題意識を十分踏まえたものとなるよう努めている。その結果、米国の出入国管理政策等においてわが国の要望を踏まえた改善が実現している。

21	安全保障分野での協力の推進	日米安保体制の信頼性の向上、在日米軍の円滑な駐留の確保	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	アジア太平洋地域には冷戦後も依然として不安定性及び不確実性が存在しており、日米安保体制と、その信頼性向上のための様々な日米両国間の協力は、わが国のみならず、この地域の平和と安定にとり重要な意義を有する。日本の安全と繁栄と不可分の関係にあるアジア太平洋地域、ひいては国際社会全体の平和・安定と繁栄を実現するため、様々なレベルでの外交努力を積み重ねていくことが重要である。その一環としてわが国は、安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議を継続するとともに、在日米軍の活動に伴う周辺住民の負担につき、引き続きその軽減に向けて努力していく必要があると考える。				日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の円滑な駐留の確保のため、引き続き日米間で緊密に協議を行っている。在日米軍の兵力構成見直しについては、累次の日米首脳会談及び日米外相会談の機会を捉え、在日米軍のもつ抑止力を維持しつつ、沖縄等の地元の過剰な負担の軽減につながるよう努力していくとの認識を共有した。また、2004年8月に沖縄県宜野湾市において発生した米海兵隊CH-53Dヘリ墜落事故を受け、事故発生直後から関係省庁と緊密に連携しつつ、米側との間で継続的に協議を行っている。
22	日米間の交流・相互理解の促進	両国における日米関係を担う人材の育成。両国における日米関係の重要性に関する認識、親日・親米感情の更なる醸成	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	この施策は中長期的視野に立って継続的に実施することでより大きな効果を期待できるものであり、今後とも継続していくことが望ましい。短期的には、平成16年も引き続き日米交流150周年の節目に当たり、積極的に各種広報・文化・交流事業を実施していく必要がある。				平成16年度は日米交流150周年として、小泉総理出席の下で記念式典を開催したほか、様々な広報・文化事業を実施し、重層的な日米交流に努めている。また、中長期的視点から、招へい・交流事業を実施し、親日、親米感情の更なる醸成に努めている。

(9) 対中南米外交

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要		評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)			
					概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)
23	チリとの二国間関係の強化	・日・チリ二国間経済協議の開催 ・政策対話の実施	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	近年、国際社会においてその役割を強化しているチリとの間で、二国間関係の強化のみならず、国際社会における良きパートナーとして協力関係を一層強化するため、「政策対話」を継続することはわが国にとって有益である。また、日系進出企業の活動を側面支援するためにも、「二国間経済協議」を継続し、二国間経済関係の強化に努めることは重要である。				平成16年7月に日・チリ政策対話及び第2回日・チリ二国間経済協議を実施。また、11月の日・チリ首脳会談で、日本・チリ EPA/FTA 産学官共同研究会の立ち上げに合意する等、日・チリ関係強化に資する種々の取組を継続中である。

24	メキシコとの経済関係の強化	・日・メキシコ経済連携強化のための協定締結交渉における実質合意の達成	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	平成 15 年 10 月のフォックス大統領訪日の際の日・メキシコ共同声明に示されているように、両国首脳が今後とも経済関係の強化を進める必要性につき合意している。また、世界第 10 位の GDP を誇るメキシコは、経済が安定しており、様々なビジネスチャンスがある魅力あふれる国として日本の財界における関心も高い。このように、二国間の経済関係の促進に向けた政府の施策に対する期待は高く、本件施策の推進が日本の利益増進につながると考えられることから、今後もメキシコとの経済関係の強化という中期施策を継続する。また、短期事業として挙げられている日・メキシコ経済協議会への協力の推進については、日メキシコ経済関係の官民一体での取組みに資することから、引き続き政府の短期事業の一つとして協力を継続する。				日・メキシコ経済連携協定は、平成 16 年 9 月、小泉総理のメキシコ訪問時に、フォックス・メキシコ大統領との間で署名された。同協定は、同年 11 月、両国の国会の承認を得ており、所用の手続きを経て平成 17 年 4 月 1 日に発効する予定である。同協定の効果的な実施は、日・メキシコ経済関係強化にとって極めて重要であり、民間企業関係者に対する広報に取り組んでいるほか、発効後速やかに同協定に基づき設置される合同委員会、ビジネス環境整備委員会等が開催されるよう準備を進めている。また、日・メキシコ経済協議会への協力についても、日本側の代表者と緊密に連携しており、本協定が十分に活用されるようにするとの観点から支援を行っていく。
25	カリブ共同体（カリコム）諸国との対話	・国連等の国際的な場での対日協力姿勢の確保・強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	カリコム諸国との対話を促進するための施策は、効果的に実施され、期待された効果をあげている。また、来年度においても、国連、国際捕鯨委員会（IWC）等において、わが国にとり重要な課題が国際社会において議論されることから、引き続きカリコム諸国の協力を維持・強化することが必要である。したがって、本件施策を来年度も継続することが適当である。				平成 16 年度は、8 月に日・カリコム協議（於ガイアナ）9 月に日・カリコム外相会合（NY 国連総会時）を実施し、日・カリコム協力実績のレビューや更なる協力強化のための対話を行っている。また、国連関連会議等マルチの場でも、二国間会談を実施している。平成 17 年 5 月には、新たな協力指針策定を目的とする日・カリコム閣僚レベル会合を実施する方向で調整中である。

(10) 対欧州外交（二国間外交）

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要	評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17 年度要求への反映)				
				概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応（簡潔に）	
26	政治対話の実施	・二国間関係の強化 ・相互信頼関係の増進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	わが国の対欧州外交を効果的に実施していくためには、日頃より良好な二国間関係を構築し、強化していくことが重要であるとの認識に基づき、国際会議開催時の往來の機会等を活用しつつ、引き続き政治対話を積極的に実施していくことが適当。実施にあたっては、西欧第一課担当の国だけでも 14 개국、西欧第二課担当の国だけでも 12 개국、中・東欧第二課担当の国だけでも 14 개국にのぼるため、いずれの国との政治対話を優先すべきかにつき、その時々国際情勢、及び中・長期的観点に立ち、戦略的に検討していくことが必要である。				平成 16 年度においても、サミットや ASEM 等の国際会議の機会を活用して、欧州の主要国と活発な政治対話がなされている。首脳会談としては、小泉総理大臣とシラク・フランス大統領（2 回）、ブレア英首相、シュレーダー・ドイツ首相との首脳会談が行われた。外相会談としては、町村外務大臣とストロー英外相、ポット・オランダ外相、フィッシャー・ドイツ外相（2 回）との会談が行われた。また、川口順子外務大臣（当時）も、フラッティエリ・イタリア外相、ペターシェン・ノルウェー外相、バルニエ・フランス外相、フィッシャー・ドイツ外相とそれぞれ会談を行った。

27	特に主要国との間で国際場裡における協力の推進	・二国間の文脈にとどまらないグローバルな協力関係の構築	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	この施策は優先的に実施されるべきものであり、また、実施された結果、多くの面において有効であった。今後とも最大限の結果が得られる範囲において人的・金銭的コストを最小限にすべく留意しつつ、継続する。				平成16年度も、国際場裡において、欧州の主要国との活発な協力推進が実施されている。上記等の往来を通じ、欧州諸国との二国間関係のみならず、国連改革やイラク、アフガニスタン復興等の国際的な問題で緊密な協力を進められている。また、スマトラ沖地震及びインド津波被害対策についても様々な機会に話し合われている。
28	相互理解の増進 ・人的交流 ・文化交流	・二国間関係の基盤の強化、拡充	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	この施策の有効性、必要性に基づき、今後とも継続して実施することが適当である。なお、その実施にあたっては、現在の実施方法（青年招へいのスキーム等）を、より効果的に実施する方途を検討していくことが必要である。				平成16年度においても、二国間関係の基盤を強化・拡充するために積極的な人的交流を実施している（例：欧州青年日本研修、中・東欧青年研修計画、NIS諸国青年招へい、等）

(11) 対EU外交

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要		評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)			
					概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)
29	「日欧協力の10年」の実施	欧州全体との関係強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	この施策は、毎年の日・EU定期首脳協議でレビューされており、EU側からも日・EU間の協力を推進する上で重要な施策と認識されているので、日・EU関係を停滞させないためにも今後も継続する必要がある。				2005年の「日・EU市民交流年」の実施をはじめ、2004年6月に東京で行われた第13回日・EU定期首脳協議において確認された優先的な協力を実施している。
30	政治対話の着実な実施	・日・EU関係の強化・拡充 ・信頼関係の増進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	本件施策は、EU側からも日・EU間のパートナーシップを構築する上で重要な枠組みと認識されており、今後も継続すべきである。				日・EUトロイカ外相協議、日・EUトロイカ政務局長協議等における日・EU間の緊密な協議を実施している。
31	各種協議・協力の推進	日・EU間での幅広い協力関係の構築(特に実務者レベル)	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	国際的テロの拡大をはじめとした国際社会における諸問題に対処するため、世界の主要アクターであるEUとの協力は今後益々重要になると思慮され、本件施策は今後も継続が必要。				軍縮・不拡散、人権、西バルカンに関する各種政策担当者協議を実施した。また、日・EU議員会議における側面支援を行っている。
32	相互理解の増進 ・人的交流 ・文化交流	日・EU関係の基盤の強化・拡充	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	EUは平成16年5月に15か国から25か国に拡大し、国際社会における存在感を強めている。日・EU関係の基礎となる人と人との交流を通じた相互理解の増進のための取組は、継続性して行うことが重要である。また、日・EU市民交流年を成功裡に実施するための準備も引き続き行う必要がある。				日欧間の相互理解と交流の促進のため、「日・EU市民交流年」の準備をすすめ、日欧双方における本件交流年実行委員会等の組織など、協力関係の構築に努めている。また、日・EU関係のパンフレット(和英)作成、本件交流年のHPの拡充など、本件交流年の周知に努めている。その結果、2005年1月時点で国内約100件、EU各国で約300件の事業が本件交流年のイベントに登録された。

(12) 対中央アジア・コーカサス地域外交

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要		評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)			
					概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)
33	政治対話(要人交流)の促進	要人間の信頼関係の構築を通じた関係強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	中央アジア・コーカサス諸国からは、わが国の総理及び外相に対する訪問の要請が様々な機会になされており、これら諸国のわが国に対する期待に応えるためにも、また、9.11米国同時多発テロ事件以降の同地域の戦略的環境の変化、地政学的な重要性の高まりに鑑み、政治対話を継続するだけでなく、さらに強化する必要がある。				平成16年度においては川口外務大臣が中央アジア4か国を歴訪し、政策演説を行うと共に、日本と中央アジア全体との対話の枠組みとして「中央アジア+日本」対話を新たに立ち上げ、その初の外相会合を行った。本年3月には同対話の高級実務者会合を開催する予定である。その他、逢沢外務副大臣がアゼルバイジャン、トルクメニスタンを訪問し、各国政府首脳と意見交換を行った。来訪としては、キルギス大統領及びウズベキスタン副首相が来日し、小泉総理、川口外務大臣と会談した。
34	人材育成、インフラ整備への支援による市場経済化の促進	より一層の経済安定化、発展	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	中央アジア・コーカサス諸国の多くにおいてわが国はドナーとして上位を占めており、支援継続への要望が極めて高い。また、わが国の支援は国民にも広く知られており、わが国の地位向上にも寄与している。わが国のプレゼンスを高め、国際社会におけるわが国の立場への支持を強化するためにも、対中央アジア・コーカサス支援を継続する必要がある。				平成16年度には、インフラ案件としては、ウズベキスタンへの鉄道建設(有償資金協力)の実施に関し、交換公文が署名された他、カザフスタンの農村水供給計画(無償資金協力)等が順次実施に移されている。人材育成としては、川口外務大臣の中央アジア歴訪の際に中央アジア諸国から今後3年間に1000名以上、またグルジア支援国会合では同国から今後3年間に100名以上の研修生をわが国に受け入れることを表明し、順次実施している他、アゼルバイジャン、グルジアの選管の若手職員を対象としてコーカサス民主化促進青年招へい事業を、環境行政関係者を対象にわが国の環境及び産業行政について知見を広げることを目的にNIS青年招へい事業を実施した。
35	主要国との中央アジアに関する情報交換、協議の実施	わが国外交の広報、各国・機関からの情報収集	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	わが国が中央アジア・コーカサス諸国との関係強化を進めるにあたり、米、露などの主要国と情報交換、政策の調整を行うことは効率的な外交の政策立案、実施を行う上で必須であり、今後ともこのような協議を実施していくことが必要である。				平成16年度には、9月に欧州安全保障協力機構(OSCE)常設理事会で「中央アジア+日本」対話を中心にわが国の新たな中央アジア政策について説明した。その他、同様の趣旨で欧州局幹部が米国、ロシア、英国に赴き、外交関係者と意見交換を行っている。

(13) 対ロシア外交

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要		評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)			
					概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)
36	・平和条約締結への取組 ・条約交渉 ・北方領土問題解決へ向けた環境整備	・平和条約交渉の進展 ・領土問題解決へ向けた環境整備の進展	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	日露間には、未だ北方領土問題が未解決のまま残されている。この問題については、わが国としては、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結する、という一貫した方針に立っており、平成15年度もこのような方針に則って、首脳・外務大臣・事務レベルでそれぞれ精力的な交渉が継続された。今後は、幅広い分野で日露関係を進展させていく中で、それぞれの分野が互いに肯定的な相互作用を及ぼし合うことを通じて、この問題についても前進を図っていくことが重要である。そのためにはこれらの手段を通じて、平和条約交渉の進展及び領土問題解決に向けた環境整備の進展に努めていくことが不可欠である。				平成16年度においても、北方四島の帰属の問題を解決して、平和条約を締結するという一貫した方針に基づき、首脳、外相及び事務レベルでそれぞれ精力的な交渉を行っている。また、領土問題解決のための環境整備として、四島交流25回、自由訪問3回、北方墓参3回を実施。四島住民支援事業として計6名の患者の受入れ及び現地のニーズに応じた医薬品・食糧品の供与を実施している。
37	経済分野における協力推進	経済分野での日露協力の進展	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	現在、「日露行動計画」が着実に実現され、特に貿易投資促進のための協力、太平洋パイプライン・プロジェクトを始めとするエネルギー分野での協力が進展し、こうした協力の進展は平成15年12月のカシヤノフ首相の訪日の際に「共同声明」の中で確認された。今後ともこれらの施策を通じて、貿易経済分野での日露協力を進展させ、日露関係を全体として発展させていくことはわが国経済界の利益増進のみならず、平和条約交渉の観点から重要である。				平成16年度においても、貿易経済分野での日露協力を進展させるため、対露投資上の諸問題を始めた個別分野における諸問題を種々の政府間協議の場で協議したほか、日露間の貿易・投資に取組む民間企業の支援を目的として、6月には日露貿易投資促進機構の日本側機構の活動を正式に開始した。また、ロシア国内の日本センターを通じて、ロシアの経済改革支援として各種講座を実施するとともに、日露経済交流の促進に向けた各種のビジネス・マッチング事業を行った。エネルギー分野でも、引き続き協力が進められている。
38	国際舞台における協力推進	各種国際問題に関する日露協力の進展	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	現在、「日露行動計画」が着実に実施され、グローバルな問題の解決のための協力分野及び軍備管理・軍縮・不拡散分野における協力が進展され、イラク情勢、朝鮮半島情勢等の地域情勢に関する対話が行われ、国際舞台における協力が推進された。今後とも「日露行動計画」の着実な実現を通じて、「国際舞台における協力」を推進していくことが重要である。				平成16年度においても、「行動計画」を着実に実施し、非核化協力分野では、ロシアの退役原潜解体事業の第1号プロジェクトが12月に完了するとともに、新たに5隻の原潜解体事業について協力していくことになった。また、様々な会談の機会に北朝鮮情勢、イラク情勢、国連改革等喫緊の国際情勢に関する意見交換を行ったほか、12月に開催した第3回日露テロ協議の場等を活用してテロ対策の分野でも協力を推進している。

39	政治対話の積極的実施	ハイレベル及び事務レベルでの相互信頼関係の強化と各種分野での協力関係の進展	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	現在、「日露行動計画」が着実に実施され、首脳及び閣僚レベル等での接触が日露両国関係の幅広い分野に亘る着実な進展にとっての重要な契機となっており、このことが両国民間の信頼感及び相互理解の深化を大きく促進されてきている。今後とも「行動計画」の着実な実現を通じて、政治対話の積極的実施を図ることにより、ハイレベル及び事務レベルでの協力関係の進展に努めることが重要である。				平成16年度においても、「行動計画」を着実に実施し、2回の首脳会談及び外務大臣の2回の訪露を含む5回の外相会談を行った。また大所高所から中長期的な日露関係の発展の展望につき議論を行う場である日露賢人会議を開催した。政府間の対話に加えて、議員交流も活発であり、我が国からのべ69名の国会議員が訪露し、ロシアから5名の連邦院議員、国家院議員が我が国の招待で訪日した。(平成16年4月～平成17年2月)
40	相互理解の増進 ・人物交流 ・文化交流	・文化面における日露関係の深化 ・両国民間の相互理解の増進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	現在、「日露行動計画」が着実に実施され、日露間の文化交流及び人的交流が拡大傾向にある。これらの施策は、日露関係の更なる発展及び強化に資するものであり、今後とも両国間の相互理解の増進に努めることは重要である。				平成16年度においても、「行動計画」を着実に実施し、相互理解の増進に努めるため、各種招へい事業等1571名(累計)にのぼる日露青年交流事業を実施し、日露間の人的交流の促進、交流分野の裾野の拡大に大きく貢献している。また、平成17年1月からは、日露修好150周年関連の各種記念事業、交流行事、文化行事が企画されている。

(14) 中東和平問題

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要		評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)			
					概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)
41	当事者に対する働きかけ	紛争当事者間の対話と交渉の促進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	中東地域の平和と安定はわが国の平和と繁栄にも直結する問題である点及びわが国の取組が和平当事者を始め、関係国からも高く評価されている点にかんがみ、引き続き施策を継続する必要がある。				外務大臣、総理補佐官、政務官、中東和平担当特使等わが国要人がイスラエル・パレスチナ自治区を累次訪問したほか、先方要人の来日、平成16年9月の国連総会等の国際会議出席の際の二国間会談等の機会に働きかけを実施している。
42	関係国との活発な協議	中東地域の安定化と経済的発展及び中東政策におけるわが国の国際的な発言力の強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	中東地域の平和と安定はわが国の平和と繁栄にも直結する問題であり、中東和平はその鍵である点及びわが国の取組が和平当事者を始め、関係国からも高く評価されている点にかんがみ、引き続き施策を継続する必要がある。				外務大臣、総理補佐官、副大臣、政務官、中東和平担当特使等が中東和平関係諸国を累次訪問したほか、これら諸国からの要人来日、平成16年11月にシャルム・エル・シェイクで行われたG8+イラク周辺国会議等の国際会議出席の際の二国間会談の機会に中東和平問題につき協議している。
43	パレスチナ国家建設支援	「二国家構想」の実現に向けたロードマップの推進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	中東地域の平和と安定はわが国の平和と繁栄にも直結する問題である点及びわが国の取組が和平当事者を始め、関係国からも高く評価されている点にかんがみ、引き続き施策を継続する必要がある。				人道支援、改革支援、信頼醸成を三本柱とする各種経済強力を積極的に実施している。平成17年1月のパレスチナ自治政府長官選挙に対し選挙監視団の派遣及び資金協力を実施している。
44	信頼醸成措置	紛争当事者間の対話と交渉を通じた合意成立に向け、紛争当事者対話のテーブルにつかせること	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	中東地域の平和と安定はわが国の平和と繁栄にも直結する問題であり、中東和平問題はその鍵であるとの点及びわが国の取組が和平当事者を始め、関係国からも高く評価されている点にかんがみ、引き続き施策を継続する必要がある。				信頼醸成会議の開催、草の根・人間の安全保障無償による信頼醸成プロジェクトの実施、イスラエル・パレスチナ側双方からの青年招へい等人物交流等を実施している。

45	多角的中東外交	中東和平に関し、経済支援のみならず政治的側面も含めてプロセス全体に関与	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	中東地域の平和と安定はわが国の平和と繁栄にも直結する問題である点及びわが国の取組が和平当事者を始め、関係国からも高く評価されている点にかんがみ、引き続き施策を継続する必要がある。				平成17年1月にサウジアラビアで行われた第3回日・アラブ対話フォーラムや平成16年11月にイランで行われた第3回イスラム世界との文明間対話セミナー等のアラブ・イスラムとの各種対話・交流を実施した他、中東和平に関して湾岸諸国を含む国際社会からの積極的な支援の働きかけを行っている。
46	わが国の立場と支援姿勢の積極的広報	中東和平に関して高まる内外の関心に応え、中東和平推進におけるわが国の存在感を高めること	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	和平努力に対するわが国の支援姿勢を対外的に積極的にPRするため、引き続き、外務大臣談話及び外務報道官談話の発出、外務省HPの更新等の施策を継続する必要がある。				各種談話、内外プレス等を通じ、わが国の立場と支援姿勢を積極的に広報している。

(15) イラク復興支援

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要		評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)			
					概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)
47	人道・復興支援の実施	国民の生活水準の向上、復興の進展	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	本件は必要性もあり、ある程度の成果があがっているものである。四半世紀にわたるサダム・フセインの支配により疲弊したイラクが、主権・領土の一体性を確保しつつ、平和な民主的な国家として再建されることも目標としている。イラク復興は緒についたばかりであり、この目的の達成のためには、今後とも、わが国を含む国際社会が継続的にイラク人の努力を支援していくことが極めて重要である。				わが国は自衛隊による人的貢献とODAによる支援を「車の両輪」として、イラク人自身による国作りのための努力を最大限支援。ODAによる支援については、2003年3月以来約14億ドルの支援を実施・決定している。
48	政治プロセス及び治安分野での協力	イラクにおける正式政権の早期発足、治安の改善	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	本件は必要性もあり、ある程度の成果も上がっているものである。また、イラクの政治プロセス及び治安の動向は予断を許さず、イラク再建に向けたイラク人の努力を継続的に支援していくことが不可欠である。わが国は、政治プロセスが着実に進展し、イラク内各派が受け入れ可能なイラク人によるイラク人のための新しい政府が樹立され、一日も早く国際社会に復帰することを期待しており、国際社会が政治プロセスを一致して支持・支援し、着実に進展するよう、今後とも関係国への働きかけを続けること、及びイラクの治安改善は復興支援の進展に大きく影響していることから、継続的な支援を行うことが重要である。				イラクの政治プロセスにおいて、1月30日の国民議会選挙が鍵であるため、わが国は4000万ドルの選挙支援を拠出した他、独立選挙管理委員会の職員研修を実施(2004年12月24日~28日)。また、治安分野での支援では、警察車両1150台及び防弾車両20台の供与等を実施している。

49	関係国・国際機関との緊密な協議・協力	広範な諸国・機関との連携	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	本件は必要性もあり、ある程度の成果が上がっているものである。本件は、四半世紀にわたるサダム・フセインの支配により疲弊したイラクが、主権・領土の一体性を確保しつつ、平和な民主的国家として再建されることを目標としている。イラク復興は緒についたばかりであり、イラク復興支援は、国連の十分な関与を得ながら幅広い国際社会の参画を得て進められるべきとの考えの下、引き続き関係国・国際機関と緊密に連携していく必要がある。				わが国は、イラク復興信託基金に4.9億ドル(国連管理部分に3.6億ドル、世銀管理部分に1.3億ドル)を拠出するとともに、2004年2月以来、同基金ドナー委員会議長を務め、10月には同基金に関する会合が東京で開催された。また、緊急人道支援、教育、電力、医療、文化等の分野で、UNDP、UNICEF、UNESCO、UN-HABITAT等を通じた支援を実施。関係国との協力としては、エジプト、ヨルダンとの間で第三国研修を実施するとともに、独、仏との協力を進めている。
50	二国間関係の強化	二国間の相互理解の増進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	本件は必要性もあり、ある程度の成果も見られる。さらに、今後とも中東地域及び国際社会全体に大きな影響を与えていくイラクとわが国との相互理解の増進は、エネルギー安全保障を含め、わが国自身の安全と繁栄の観点から必要である。				2004年6月28日、イラク暫定政府に統治権限が委譲されたことを受け、わが国は同政府を承認。9月13日、鈴木敏郎特命全権大使を任命し、10月5日にはジュバイル駐日イラク特命全権大使が着任した。また、日・イラク首脳会談(9月20日)をはじめ、要人間の会談が活発に行われ、イラク側要人の訪日も多数に及んでいる(ウム3月期統治評議会議長他閣僚4名、ハッサニ・ムサンナー県知事、及びサーレハ副首相他閣僚4名等)。

(16) イラン外交政策

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要	評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)				
				概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)	
51	イランの改革路線・対外関係緊張緩和路線の従遷	イランの改革の進展、対外的な緊張緩和の進展	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	わが国は輸入原油の1割以上の供給元であるイランとの良好な関係維持や、中東地域の安定を図るとの観点からも、域内の大国である同国の安定を重視している。イランが国際社会において肯定的な役割を果たすためにも、今後とも、ハタミ大統領が推進する改革路線・対外関係緊張緩和路線の従遷を継続的に進める必要がある。				2004年7月の川口外務大臣、5月の高村総理特使、8月の橋本総理のイラン訪問、11月の日イラン外相会談(於シャルム・エル・シェイク〔エジプト〕)等の機会に働きかけを実施している。
52	国際社会の懸念の払拭の働きかけ	懸念払拭に向けたイランの具体的行動の実現	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	イランが地域の大国としての責任を果たすよう働きかけることは重要であり、イランがイラクやアフガニスタン、その他中東地域の政治的安定に及ぼす影響力にかんがみ不可欠なものであり、今後とも優先的に取り組むべき課題である。特にイランの核開発問題については、IAEA追加議定書を批准、完全履行など、イランが累次のIAEA決議の内容を誠実に履行するよう働きかけることが重要である。				2004年7月の川口外務大臣、5月の高村総理特使、8月の橋本総理のイラン訪問、11月の日イラン外相会談(於シャルム・エル・シェイク〔エジプト〕)等の機会に働きかけを実施している。

53	二国間の相互理解の増進	二国間の相互理解の増進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	中東地域の大国であり、原油輸入の1割以上を依存しているイランとの関係強化は、単に二国間関係の観点のみならず、中東地域の平和と安定のためにも重要な課題であり、今後とも他国とのバランスを踏まえつつ、優先的に実施されるべきである。				活発な政治対話を含め、対中東文化交流・対話ミッションや「イスラム世界との文明間対話セミナー」のテヘランでの開催を実施している。
----	-------------	-------------	--	--	--	--	--	---

(17) アフガニスタン外交政策

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要	評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)				
				概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)	
54	二国間関係の強化	二国間の相互理解の増進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	アフガニスタンは、20年以上続いた戦争の後、和平と復興に動き出しており、同国における平和と安定の実現は、中東や中央アジアの地域のみならず、国際社会の主要課題となっている。二国間関係を強化し、第二次世界大戦後復興を成し遂げたわが国の経験をも生かしつつ、国際社会の責任ある一員としてわが国もアフガニスタンの平和の定着及び復興支援のため積極的に貢献していくことは極めて重要である。				逢沢外務副大臣及び緒方総理特別代表のアフガニスタン訪問並びにカルザイ大統領就任式への出席、在京アフガニスタン大使館との緊密な連絡等を実施している。
55	和平・復興支援の実施	国民の生活水準の向上	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	アフガニスタンでは、20年以上も戦争が続いたため、国土が荒廃し人々は貧困に苦しんでいた上に、タリバーン政権下での抑圧的な政策等により国際社会から孤立していたが、その後新しい局面を迎え、現在和平と復興に動き出している。同国における平和と安定の実現は、中東や中央アジアの地域だけでなく、世界全体の平和と安定、さらにはテロの根絶・防止にもつながり得るところ、わが国の安全と繁栄にも不可欠であり、わが国としても、国際社会の責任ある一員として、同国の和平・復興支援を実施していくことは重要である。				アフガニスタンの和平プロセス・治安回復・復興の各側面からの支援を実施し、これまでの支援額は8億ドルを上回る。アフガニスタンにおけるDDR(元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰)事業を主導的に支援するほか、同国大統領選挙への選挙監視団の派遣等を実施している。
56	関係国・国際機関との緊密な協議・協力	広範な諸国・機関との連携	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	国土が荒廃し人々が貧困に苦しんでいたアフガニスタンは、現在、和平と復興に動き出している。同国における平和と安定の実現は、国際社会の課題であり、国際社会の責任ある一員としてわが国も、同国の平和の定着及び復興支援のため積極的に貢献してきているが、その際に、関係国・国際機関との緊密な協議・協力をもちつつ対処することは不可欠である。				日・アフガニスタン首脳会議を実施したほか、在京アフガニスタン日本大使館を中心としたカブールにおける協議、累次の政府高官との会談における意見交換を実施しているほか、国連安保理におけるアフガニスタン問題に関するグループの議長を務める等している。

(18)対アフリカ外交

	中期施策	期待される効果	中期施策に関する評価結果の概要		評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)			
					概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)
57	TICAD プロセスを通じた対アフリカ開発等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・アフリカ諸国による開発努力に対する協力の推進 ・アフリカにおける平和の実現への貢献 ・わが国がイニシアティブをとることによる、日・アフリカ関係の強化 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他 	<p>TICAD プロセスは誕生以来10年を経て、アフリカ開発を議論する国際的なフォーラムとして広く国際社会に認知され、定着した。また、本年のTICADにおいて、アフリカ首脳より今後 TICAD プロセスを継続・制度化していくことにつき、強い要望の声があがるなど、国際社会の期待も大きい。</p> <p>TICAD プロセスを中心としたアフリカ支援は日本の対アフリカ政策の要であり、今後も着実にフォローアップを行っていくことが重要である。</p>				<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度は貿易・投資の促進を通じたアフリカ開発に焦点を当て、各種イニシアティブを推進。特に、11月にはTICAD アジア・アフリカ貿易投資会議を開催し、具体的な政策議論を実施し、アフリカの自助努力を促すと共に国際社会の協力を喚起した。 ・国連安保理ではアフリカ問題についての議論が大宗を占めており、我が国は平成17年1月から2年間安保理非常任理事国を務めるところ、TICAD プロセスの下、アフリカの「平和の定着」に向けた取り組みを強化している。 ・また、平成17年4月にインドネシアで開催予定のアジア・アフリカ首脳会議(バンドン会議50周年記念)に向けて、TICAD プロセスが比較優位を有するアジア・アフリカ協力を積極的に推進している。
58	マルチの枠組みにおける対アフリカ外交の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・アフリカ諸国による開発努力に対する国際協調の推進 ・国際協調の下でのアフリカにおける平和の実現への貢献 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他 	<p>TICAD プロセスを継続していくことについては、TICAD において国際的なコンセンサスが得られたが、TICAD プロセスを通じたアフリカ支援を推し進めていくためにも、国際的パートナーシップを拡大させることが必要である。そのためにもG8プロセス等においてアフリカ問題の喚起を行うとともに、国連等の場におけるアフリカ問題の議論への積極的参画、地域機関への拠出等を通じてマルチの場における対アフリカ外交を継続していく必要がある。</p>				<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年と同様、G8サミットの際にアフリカ・アウトリーチに参加しアフリカ諸国首脳と議論を行った。平成17年のG8英サミットはアフリカが中心議題となることから、引き続き積極的な関与に務めている。 ・アフリカにおける主要な地域機関であるアフリカ連合(AU)、西アフリカ諸国共同体(ECOWAS)に対する支援を実施している。さらにAUについては我が国との更なる協力関係深化のため、ハイレベルでの政策対話を実施していくことを決定した。
59	日・アフリカ間の文化・人物交流の促進及び広報活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・日・アフリカ関係の重層的発展及び日本国内でのアフリカへの関心喚起 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他 	<p>平成11年度より一貫して「アフリカンフェスタ」を開催していることにより、参加者が増大し、一般市民に認知されて来ている。アフリカに対する関心、理解は着実に進展しており、施策のより一層効率的・効果的な実施に努め、更にアフリカに対する理解を促進していくことが必要である。</p>				<ul style="list-style-type: none"> ・2004年5月にアフリカン・フェスタ2004を開催し、約5万人の一般市民の参加を得た。 ・2004年11月には、TICAD アジア・アフリカ貿易投資会議において一般市民を対象とするサイド・イベントを開催した。 ・上記の活動を通じて、国内の世論喚起に取り組んでいる。

2. 分野

(1) 国際の平和と安定に関する取組

	重点施策	重点施策の上位目的	重点施策に関する評価結果の概要		評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)			
					概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)
60	紛争後の国に対し、紛争状態に後戻りしないような平和と安定の国造りを目指す「平和の定着」に向けた総合的な国際協力	「平和の定着」に向けた総合的な国際協力の強化・推進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	紛争により疲弊した国を、再び国際社会に復帰できるようにするためには、長期的な観点からの包括的で継続的な支援が必要である。また、「平和の定着」は、国際社会においてわが国の取組として広く認知されるに至っており、この分野における国際社会への協力には国益の観点から大きな意義が認められる。				東ティモール、スリランカ、アフガニスタン、イラク等において紛争終結後の平和の定着及び国造りのための支援を継ぎ目なく機動的に行っている。
61	国連平和維持活動(PKO)を始めとする国際社会の平和と安全を求める努力に対する適切な協力	国際平和協力の一層の促進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	国連 PKO への協力を中心とするわが国の国際平和協力は、関係国ひいては国際社会により高い評価を受けており、わが国により現在派遣している国連 PKO への継続した派遣を含め、今後もさらに積極的に国際平和協力業務を行っていくことが重要である。 また、わが国による今後の国際平和協力のあり方を検討した国際平和協力懇談会の提言についても人材育成を含めフォローアップも今後継続して取り組む必要がある。				国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)へ自衛隊を派遣する等により、引き続き国際平和協力業務の推進に努めている。また平成17年1月より国連安保理PKO作業部会の議長国として、平和協力についての国連における取組に積極的に貢献している。 また、わが国が人的貢献を行っていくために必要な人材育成のメカニズムを検討するため、「国際平和協分野における人材育成検討会」を開催し、政府としての実現可能な具体的施策をまとめた「行動計画」を作成した(平成16年4月)さらに上記「行動計画」のフォローアップとして、「国際平和協分野における人材育成セミナー」を平成16年12月に開催した。

(2) 米国同時多発テロリズム対策への取組

	重点施策	重点施策の上位目的	重点施策に関する評価結果の概要		評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)			
					概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)
62	米国同時多発テロを受けた国際テロリズム対策	テロリズム防止及び根絶に向けた国際的な取組への積極的な参加・協力を通じ、わが国及びその周辺諸国並びに国際社会全体の平和及び安全の維持を確保する。	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	国際社会によるテロ対策は着実に進展を見せているものの、依然として世界各地でテロが頻発しており、引き続き国際社会によるテロ対策協力の強化が必要である。また、12月の日・ASEAN特別首脳会合の際に採択された日・ASEAN行動計画には、ASEAN諸国に対するテロ対処能力向上支援について盛り込まれる等、日本に対する期待は大きく引き続き本施策を継続する必要がある。				6月のG8サミットで合意されたG8テロ対策行動計画の作成、11月の日・ASEAN首脳会議におけるテロ対策協力に関する「日・ASEAN共同宣言」の発出等、国際社会によるテロ対策協力の強化に積極的に参画している。また、研修員受入、セミナー開催、専門家派遣、機材供与等を通じて、東南アジアを中心とした途上国等に対するテロ対処能力向上支援を継続、強化している。

(3) 軍備管理・軍縮・不拡散

	重点施策	重点施策の上位目的	重点施策に関する評価結果の概要	評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)				
				概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)	
63	核軍縮を含む大量破壊兵器(核・化学・生物兵器)の禁止や規制並びに核物質の管理に関する国際的な枠組みの強化	大量破壊兵器やテロの脅威に対しての、わが国及びその周辺地域や国際社会全体の平和と安全の確保	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	核兵器不拡散条約(NPT)を始めとする国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化はわが国の安全保障政策の一環として必要不可欠のものであり、今後ともわが国が積極的に取り組んでいく必要がある。なお、平成15年9月にジュネーブ軍縮会議にて川口外務大臣がわが国の軍縮政策を包括的に述べた演説を行った際には、各国よりわが国の取組に勇気づけられる旨の発言が寄せられている。				H16年も国連総会に核軍縮決議案を提出し、圧倒的多数の賛成を得て採択された。また、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効を目指して、CTBTルーズ外相会合を共催。CTBT批准を呼びかける外相共同声明を発表した。あらゆる機会を捉えて大量破壊兵器の軍縮・不拡散のための国際的取組を強化すべく外交努力を行っている。核軍縮、テロの脅威を含む核不拡散等の見地から、ロシア退役原潜の解体協力事業「希望の星」を推進し、第1隻目の解体を終了した。また、生物兵器禁止条約や化学兵器禁止条約関連会合に積極的に参加し、重要な貢献を行っている。
64	地雷や小型武器などの通常兵器に関する軍縮の強化	紛争後の国や国際社会全体の安全の確保	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	通常兵器の分野では、緊急性が高いこと、また、これまでのわが国の積極的且つ重要な取組の成果にかんがみした場合における国際社会よりの期待も高いため、軍縮分野における最重要課題の一つとして当該施策を継続していくべきである。				各国に対する対人地雷禁止条約締結への働きかけ、地雷除去や地雷被害者への支援、国連小型武器決議採択に向けたわが国のイニシアティブ、小型武器関連プロジェクトの実施等を通じ、地雷や小型兵器等の通常兵器に関する軍縮の強化に貢献している。
65	大量破壊兵器・ミサイル等の不拡散体制の強化	わが国の安全保障環境の向上とアジア地域及び国際社会の平和と安定への貢献	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	各輸出管理レジームについては着実な進展があった。ハーグ行動規範(HCOC)においても、93か国から111か国への参加国増加といった具体的な成果があり、今後とも継続していくことが重要である。拡散安全保障イニシアティブ(PSI)についても国際的な不拡散体制の強化のために不可欠な取組であり、わが国として今後ともアウトリーチの推進を継続していくなど、協力を推進していく必要がある。アジア不拡散協議(ASTOP)においては、終了後に発出された議長サマリーに示されるように、アジア諸国からASTOPのような不拡散協議を今後も継続していくことの重要性が強調されたことも踏まえ、アジア諸国のみならず国際社会全体の平和及び安全を確保するとの観点から、今後とも不拡散体制強化に向けた取組の継続を図る必要がある。				各輸出管理レジーム及び弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)における昨年度の進展を踏まえ、引き続きレジーム強化・普遍化のための外交努力を行っている。(注:HCOCについては2004年12月末現在、参加国は118か国に増加) 拡散に対する安全保障構想(PSI)(*邦訳を変更)については、国際的な不拡散体制の強化に不可欠な取組であるとの評価に従い、2004年10月にPSE協力の拡大・深化に関する努力を継続している。第1回アジア不拡散協議(ASTOP)においてアジア諸国から不拡散協議を継続する重要性が強調されたことも踏まえ、2005年2月に第2回ASTOPを開催した。 また、核兵器の不拡散については、国際原子力機関(IAEA)理事会での地域の核問題に関する議論に積極的に参加すると同時に、核兵器不拡散体制の中核をなすIAEA保障措置の強化等につき、IAEA総会やその他の機会を捉え外交努力を行っている。

(4) 原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力

	重点施策	重点施策の上位目的	重点施策に関する評価結果の概要		評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)			
					概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)
66	原子力の平和利用のための国際協力の推進	・世界規模での原子力平和利用の促進、不拡散体制の強化 ・原子力平和利用に関する科学技術の国際的な研究・開発の促進・強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	二国間原子力協定に基づく協力の推進及び二国間原子力協議の実施は、原子力の平和利用・核不拡散を担保する観点から、引き続き着実に進んでいく必要がある。欧州原子力共同体(ユーラトム)との原子力協定の締結については、平成11年4月から開始した交渉をうけ、正式署名及び批准に向けてユーラトム側と引き続き作業を進める必要がある。また、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定」(RCA協定)に基づく当該技術協力活動についても、アジア地域における原子力の平和利用を進めるとの観点から、継続する必要がある。				・二国間原子力協定に基づく協力の推進及び二国間原子力協議を引き続き着実に実施した。具体的には、9月に東京で第17回日豪原子力協議を実施した他、日中原子力協定については2004年1月に開催された第4回日中原子力協議のフォローアップ事項につき協議を行った。 ・欧州原子力共同体(ユーラトム)との原子力協定の締結に向け、引き続き作業を実施している。 ・RCA協定に基づく技術協力活動についてはアジア地域における原子力の平和的利用を進めるとの観点から引き続き着実に実施している。
67	原子力安全、研究開発等に係る国際協力の推進	高度な水準の原子力安全を世界的に確保・維持するための国際的な体制の強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	条約の規定に基づき、3年後の第2回検討会合及び第2回国別報告書の作成を念頭に、さらに高いレベルの安全管理の実現にむけて規制機関である関係省庁と協議しつつ、引き続き取り組む必要がある。				原子力安全条約についてはH17年の第2回検討会合に向け組織会合が開催され、原子力の安全管理の実現に向け関係省庁と協議しつつ引き続き取り組んでいる。
68	科学技術に係る国際協力の推進	高水準の科学技術の発展を世界的に推進するための国際的な協力体制の強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	科学技術の国際協力の必要性は内外の政府ハイレベル関係者や科学界により一層認識されてきていること、わが国との科学技術協力の推進、継続は各国から歓迎されていることなどを踏まえ、また、今後の国際科学技術協力体制においてわが国が主導的地位を担い続けるためにも、本件施策を継続する必要がある。				科学技術に係る二国間・多国間国際協力の主導的な推進努力を継続するとともに、多くの外交機会にわが国の取組を発信することで、わが国の国際的地位の向上に努めている。

(5) 国際経済に関する取組

	重点施策	重点施策の上位目的	重点施策に関する評価結果の概要		評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)			
					概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)
69	グローバルな枠組みにおける国際経済の基本的方向付けへの積極的参画	G8、OECD等を通じた他の先進国や利害関係の近い国々等との政策協調、WTO新ラウンド交渉の積極的推進等を通じ、WTOを中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	G8、WTO、OECDにおける様々な分野での政策協調、交渉は明年も継続することとなり、また、その世界各国に与える影響の大きさも変わらないと見込まれているところ、本施策の必要性に変化はない。				<p><G8></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年6月8-10日、米国で開催されたG8シーアイランド・サミットでは、世界経済情勢、中東などの地域情勢、安全保障、環境などの分野において、G8としての更なる取組に合意した。その際に、我が国としても環境に関する行動計画(「3R」行動指針)作成においてイニシアティブを取る等、G8間での議論の方向付けに積極的に参画している。 <p><WTO></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年7月にWTO一般理事会が大島寿府代大使を議長として開催され、最終合意のための枠組みについて合意がなされ、交渉が前進している。 <p><OECD></p> <ul style="list-style-type: none"> OECDは加盟国・開発途上国の発展、世界貿易拡大を目的に経済、貿易、環境、エネルギー、金融等の広範な分野における議論、政策調整及び個別プロジェクトを実施している。 我が国の提案による「開発のための投資プロジェクト」、中東北アフリカ(MENA)支援活動を実施中である。

70	重層的な経済関係の強化・有効活用	EU を始めとする欧州諸国との経済関係の一層の緊密化。APEC や ASEM 等を通じたわが国にとって好ましい方向に向けたアジア大洋州地域における協力及びアジア欧州間における協力の推進。グローバルな国際経済の枠組みを補完・強化するものとしての地域協力の枠組みの強化等を通じ、わが国の対外経済関係をより一層、重層化、強化すると共に、上記政策のより有効的な活用	<ol style="list-style-type: none"> 1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他 	<p>欧州諸国との協力、アジア大洋州地域における協力、アジア欧州間の協力の推進はわが国がこれらの地域と政治的・経済的に深い相互依存関係を有することから今後とも高い重要性を有する。また、自由貿易協定(FTA)を含む各国、地域との経済連携についても、世界各国、地域間で FTA 締結に向けた活発な動きがある現在、わが国が取り残されることは、わが国の健全な対外経済関係の維持・発展に大きな打撃を与えうるものであり、早急に交渉を進めていくことは極めて重要。とりわけ、当面わが国にとっての戦略的優先性が特に高い東アジア諸国(韓国、ASEAN 諸国)との協定締結交渉を進めることは緊急かつ極めて重要な課題である。</p>				<p><EU></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 13 回定期首脳協議(平成 16 年 6 月、於東京)において、「日・EU 双方向投資促進枠組み」、「アジアにおける知的財産権の執行に関する日・EU 共同イニシアティブ」及び「情報通信技術に関する協力についての共同ステートメント」を發出し、右に基づき具体的措置を実施中である。特に、アジアにおける知的財産権保護に取組むために、EU と協力し、日・EU 知財セミナー(平成 16 年 10 月、於北京)及び日・EU 知財対話(平成 16 年 12 月、於ブリュッセル)を開催している。 ・日・EU 規制改革対話や BDRT(ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル)における民間との対話を通じて、民間の要望の実現に取り組んでいる。 ・日・EC 相互承認協定・医薬品 GMP 分野において、平成 16 年 5 月 29 日より適用開始している。 ・日・EC 税関相互支援協定交渉を平成 16 年 1 月より開始している。 <p><APEC></p> <ul style="list-style-type: none"> ・APEC における構造改革の取組みを定着させるため、我が国は平成 16 年 9 月に東京にて「APEC 構造改革ハイレベル会合」を開催し、同会合の成果を基に作成した「構造改革実施のための首脳課題」が APEC 首脳会議において採択された。 <p><ASEM></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ASEM 第 6 回外相会合(平成 16 年 4 月)及び第 5 回首脳会合(ASEM5、平成 16 年 10 月)の成功に向け、アジア側調整国の一つとして域内参加国間及びアジア欧州間の意見の調整を行っている。特に、13 か国の ASEM への新規参加実現や、ASEM5 で採択されたアジア・欧州間の経済関係の強化を訴える経済宣言の発出等では中心的な役割を果たし、アジア欧州間の関係強化に貢献している。 ・我が国は、平成 17 年 5 月に ASEM 第 7 回外相会合を京都で開催することとしている。
----	------------------	--	--	--	--	--	--	--

70 続 き							<p><FTA/EPA></p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国と緊密な関係を有する東アジア諸国との EPA は重要な戦略的課題であり、質の高い包括的な協定を目指し、各国と積極的に交渉に取り組んでいる。 ・また、メキシコにおいては、進出している日本企業が、既にメキシコと FTA を締結している欧米の企業に比べ相対的に不利益を被っており、その利益の回復が急務であった。平成 16 年 9 月 17 日に日本にとって初の包括的な EPA となる日墨 EPA が両首脳によって署名され、平成 17 年 4 月に発効する予定である。 ・フィリピンとの間では、5 回の交渉会合及び多数の分野別会合を経て、平成 16 年 11 月 29 日、ラオスにて行われた日比首脳会談において、EPA が大筋合意に達したことが確認され、現在、できるだけ早期の署名へ向け、最終的な詰め作業を行っている。 ・韓国についても、平成 17 年内の実質的な交渉終了を目標とし、継続的に交渉を行っている。 ・タイ、マレーシアについては、公式な交渉会合の他、多数の分野別会合を開催しており、早期の合意を目指して交渉に取り組んでいる。 ・平成 16 年 11 月 30 日にラオスで行われた日・ASEAN 首脳会議において、平成 17 年 4 月からの ASEAN 全体との交渉開始が正式に合意された。 ・その他、インドネシアとの間でも、二国間 EPA の立ち上げの可否について検討するための「共同研究グループ」を設置し、平成 17 年 4 月までに 3 回の会合を開催して結論を出すことされているほか、チリとの間でも、二国間 EPA の可能性につき検討するための産学官共同研究会を平成 17 年 1 月より開催することとなった。また、インドとは、EPA に限らず経済関係強化の方途を広く議論するための共同研究グループ (JSG) を立ち上げる予定である。
--------------	--	--	--	--	--	--	--

71	国際経済の新たな諸課題への効果的対処	マネー・ロンダリング（資金洗浄）テロ資金対策など新たな課題について、国際社会の取組への積極的な関与による、わが国の安全保障環境の更なる改善	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	(a)わが国においては、今後とも金融活動作業部会（FATF）及びアジア太平洋グループ（APG）における活動に積極的に参画し、国際的な協力のもとにマネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策に従事していく必要がある。 (b)米国における同時多発テロ事件後、国際民間航空機関（ICAO）は総会での宣言発出、閣僚レベル会合の開催など航空保安面での活動に重点を置くようになったが、現在この面での活動は、既に決定された方針に従い各国の航空保安監査が順調に実施されており、平成16年度中に新たな施策が検討されることは予見されない。むしろ平成16年度には、同年中に開催予定の総会（3年に1度の通常総会）で今後の中長期的なICAOの方針につき幅広く話し合われる予定であり、また、平成16年3月に予定の出入国簡易化部会及び地上の第三者に対する補償に関する条約案を検討する法律委員会の結果を受けて、出入国簡易化に関する新たな国際標準の作成や新条約に関する検討が活発に行われることが予想される。わが国としては、航空保安強化については引き続き積極的に参画していく必要があるものの、これらの活動にわが国の主張を反映させることも同様に必要である。 (c)テロとの闘いは継続的なものであって、国際的協力体制を構築していくことが必要な分野である。アジア太平洋地域のテロ対策協力体制の確立は一層重要性を増してきており、特に東南アジア地域のテロ対策能力の向上は、わが国の安全保障及び経済発展のための安全な貿易・投資のために不可欠。よって、APECの枠組みの中でテロ対策キャパシティ・ビルディング支援体制等を構築するための調整をわが国がリードすることは外交上重要であり、今後とも継続して施策する必要がある。				(a)引き続き取組を実施している。具体的には、金融活動作業部会（FATF）対ミャンマーテクニカルセミナーに参加。本年7月にアジア太平洋グループ（APG）共同議長に就任（任期2年）、FATF 対中ハイレベルミッションに参加している。 (b)平成16年9月末に開催された国際民間航空機（ICAO）総会は引き続き航空保安の重要性について総意が形成された。わが国は、出入国簡易化部会について総意が形成された PNR に関するスタディ・グループのメンバーとなっている。また、地上の第三者に対する補償についても草案作成のための特別作業グループのメンバーとなりわが国の主張を反映させている。 (c) <APEC> ・東南アジア地域のテロ対策能力の向上は、我が国の安全保障及び経済発展のための安全な貿易・投資のために不可欠との観点から、早急な取組みが求められる東南アジア地域を対象に、航空保安、港湾・海事保安強化のための支援、アジア開発銀行テロ対策信託基金への拠出を実施した。
----	--------------------	---	--	--	--	--	--	---

72	国際経済の伝統的な諸課題への効果的対応	捕鯨・マグロ漁業、エネルギー、食糧問題、海洋問題等への効果的な対応を通じ、これらの資源の持続可能な形で安定供給の確保	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	(a) 責任ある漁業国として、かつ、水産資源の一大消費国として、今後とも、適切な保存管理とIUU(違法・無報告・無規制)漁業対策を通じて水産資源の持続的利用と安定供給を図ることが日本及び日本国民の利益に資することになる。 (b) 鯨類については、今後とも、日本の捕鯨活動再開に向け、改訂管理制度の完成及び持続的利用支持国の加盟促進が必要である。 (c) 海賊対策のための地域協力協定の早期採択・発効を通じたアジア地域の海賊対策協力の強化のために、引き続きイニシアティブを発揮することが重要である。 (d) 国連海洋法条約を基盤とした国際的な海洋の法秩序の維持・形成のために、引き続き積極的な関与を通して適切に対応することが必要である。 (e) APEC 及び ASEAN + 3 は地域におけるエネルギー協力を推進できる主要な枠組みである。 (f) 国際エネルギー機関 (IEA) は引き続きわが国のエネルギー安全保障にかかる国際協力の中心的業務。G8 の取組は不定期・非継続的であるが、主要国の主導でエネルギー分野に大きな影響を与える決定がなされる場合もある。 (g) 産消対話は今後のエネルギー分野における国際協力においてその重要性を増加させていくことは確実であり、わが国として積極的に関与していく必要がある。 (h) 熱帯林を貴重な資源とする開発途上国において、具体的な造林・植林、技術者の派遣やワークショップの開催を通じた人材育成、データベースの整備、モニタリングの体制整備等、多様かつ具体的な国際熱帯木材機関 (ITTO) プロジェクトの実施を通じて、熱帯林の持続可能な経営及び開発途上国の経済的発展に一定の寄与が認められる。 (i) 食料・農業分野は、主要先進国及び開発途上国の最重要関心事項であり、世界経済の発展、人類の飢餓解放の実現を目的としている国際連食糧・農業機関 (FAO) の活動には、一定の効果及び寄与が認められる。ただし、予算面での省庁間の負担のあり方については、活動の内容が、日本自身の農林水産分野の政策との関連も深いとの観点から、再検討の余地がある。				(a) IUU 漁業対策: 地域漁業管理機関、他の関連機関の年次会合及び作業部会等において、保存管理や IUU (違法・無報告・無規制) 漁業対策につき適切な議論が行われるよう引き続き尽力している。 (b) 捕鯨問題: 国際捕鯨委員会における改訂管理制度についての議論に引き続き積極的に参画した。また、持続的利用支持国の加盟促進に尽力し、一定の成果をあげている。 (c) 海賊対策: アジア海賊対策地域協力協定の採択に向け、関係国への働きかけや会合主催を実施する等「アジア」の発揮に努め、右協定の採択を実現した。 (d) 海洋問題: 国連海洋法条約締約国会議、国連総会決議「海洋及び海洋法」等国際会議において、議論を効果的に展開し、我が国主張を成果文書に反映させることができた。 (e) アジア太平洋地域のエネルギー問題: 平成 16 年 11 月の ASEAN + 3 首脳会議及び APEC 首脳会議等を通じ、アジア太平洋地域のエネルギー安全保障強化に向けた具体的な協力内容の策定において、主導的な役割を果たしている。 (f) IEA: 国際エネルギー機関 (IEA) では理事会や各種作業部会への参加を通じ、石油価格高騰への対応策等において主導的な役割を果たしている。また、平成 16 年 6 月に開催された G8 シーアイランド・サミットでは、原油価格の高騰を受けエネルギー問題が取り上げられたが、我が国が支持するエネルギー効率向上の必要性等について共通の認識が得られた。 (g) IEF: 国際エネルギー・フォーラム (IEF) では、平成 16 年 5 月にアムステルダムで開催された閣僚級会合や理事会会合への参加を通じ、産消対話の促進や平成 15 年 12 月に設立された事務局の活動計画・予算の策定等においても主導的な役割を果たしている。 (h) ITTO: 熱帯林の持続可能な経営を促進し開発途上国の経済的発展に資する観点から、わが国は ITTO プロジェクト実施のため約 820 万ドル (2004 年度) の拠出を行った。 (i) FAO: 国際連食糧・農業機関 (FAO) は、世界的な食糧問題等に関する取り組みにおいて主導的な役割を果たしており、FAO を通じたダルフール地域への支援や砂漠バタ対策、鳥インフルエンザ対策支援などにより積極的に貢献している。なお、FAO 分担金の負担問題については関係省庁間で引き続き協議中である。
----	---------------------	--	--	---	--	--	--	--

(6) 地球規模の諸問題への取組

	重点施策	重点施策の上位目的	重点施策に関する評価結果の概要	評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)				
				概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)	
73	人間の安全保障の推進	国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	人間の安全保障の考え方は、わが国外交の重要な視点として、またわが国が提唱する21世紀における国際社会の進むべき方向性として、引き続き推進していくべきもの。特に、人間の安全保障概念がまだ国際社会において普及しきったということではできず、国際社会における常識とはなっていないことから、概念の普及活動と、現場における実践はこれからも力を入れていく必要がある。その際、引き続き人間の安全保障基金による現場での実践と、人間の安全保障概念の普及の双方を追求することが重要。				人間の安全保障の概念普及の取組として、サンチャゴAPEC首脳宣言を初めとする国際会議採択文書への同概念の反映及び人間の安全保障国際シンポジウムの開催を行った。また人間の安全保障基金による現場での実践として、国連機関が実施するプロジェクトを2004年中に26件開始した(1999年からの総件数は119件)。
74	国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組	国際社会の感染症予防、治療等の努力を支援	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	感染症対策にはねばり強い長期間にわたる世界全体としての取組が不可欠であり、世界基金にも将来長きにわたる持続的運営が強く求められる。感染症対策にイニシアティブを発揮し、世界基金設立の淵源をもたらしたわが国として、今後の世界的な三大感染症の蔓延状況及び各国の拠出誓約状況を勘案しつつ、将来にわたり世界基金に応分の拠出と貢献を行っていく必要がある。				平成16年度11月の理事会において、わが国は世界基金3大感染症対策に係る議論において主導的役割を發揮し、また、各国が世界基金に対する拠出を増額誓約する中で、わが国も応分の拠出を可能とする予算要求を行っている。
75	国際社会における人権の擁護・促進のための国際協力の推進	人権尊重は普遍的な価値であり、各国の人権尊重は国際社会の正当な関心事項であるとの考えの下、国際社会における人権の擁護・促進に貢献	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	世界各地で人権の擁護・促進の問題が国際関係を左右する要素の一つとして拡大している中、わが国としてもこうした取組を継続していく必要がある。				国際人権委員会をはじめとする主要人権フォーラムでのメンバーとしての積極的活動、アルブール高等弁務官の訪日等を含む国際機関との関係強化、各国との人権協議の実施等を継続している。

76	難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組	地球規模で発生している人道問題の解決	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	(a) 難民・国内避難民等への人道支援は、国際社会が最優先して取り組むべき課題であり、わが国も、国際社会の責任ある一員として、国際貢献の重要な柱の一つと位置づけて実施してきた。今後とも、国連・国際機関と緊密な連携を取りつつ、政策提言を行うと共に、現地のニーズに基づいた効果的な人道支援を引き続き実施する必要がある。 (b) 日本に定住を希望する難民に対して所要の定住促進事業を実施し、難民認定申請者のうち生活困窮の度合いが高い等支援を必要とする者に対して所要の支援措置を講ずること等は、人道的観点及びわが国の顔の見える国際協力の観点からも引き続き実施が必要であり、また、平成14年5月の瀋陽総領事館での駆け込み事件以降、難民支援の気運が高まり、わが国の難民対策の強化が求められていることなどからも、これら施策を継続して実施する必要がある。				(a)平成16年9月、チャド東部及びスーダン地域の人道状況の改善のため、食糧援助や医療支援を中心とする総額2,100万ドルの拠出を行った。さらに、平成17年1月、スマトラ沖地震・津波災害支援として、国際機関を通じ、2.5億ドルの拠出を迅速に行った。資金面での支援のみならず、JICA国民難民高等弁務官、イギリス国連人道問題担当事務次長、モリス国連世界食糧計画事務局長の訪日の際に、日本の意見が国際機関の政策に反映されるよう政策協議を行っている。 (b)日本にて移住を希望するインドシナ難民及び難民認定者(条約難民)がわが国社会に円滑に適應できるよう、定住促進プログラムを実施する国際救援センター(東京都品川区所在)の運営など難民のわが国定住促進に必要な業務を(財)アジア福祉教育財団に委託して実施している。また、わが国において難民認定申請を行っている者のうち、生活困窮の度合いが高い等支援を必要とする者に対する生活費等の支給、緊急宿泊施設の提供、製作状況の把握及び生活指導等を(財)アジア福祉教育財団に委託して実施し、支援を必要とする者に対して所要の支援を行っている。
77	地球環境問題への取組	地球環境問題に対する国際的な協力の推進及び国際的な取組のルールや枠組みの構築を通じた環境の維持・改善	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	日本は、持続可能な開発の問題については、ヨハネスブルグ・サミットで採択された実施計画の中で国際社会の優先順位の高いもの、または自国として提案し国際社会の合意を得ながら主導的な役割を果たすべきものを中心に、様々な国際的な議論や取組みに参画してきている。平成15年においては、水及び教育の問題が非常に重要であり、これら議論を積極的に主導してきており、今後ともますますその取組を強化していく必要がある。 環境関連条約については、地球環境問題を「地球規模で共有」することを念頭に、国民の意識の啓発に努めつつ、そのルール作り、条約の締結及び国会での批准を目指すとともに、必ずしも連携のとれていない多くの条約の連関性を強化しつつその施策を実施していくことが必要である。				水の分野では、平成16年3月にアナン国連事務総長により、「国連水と衛生に関する諮問委員会」が設立され、橋本元総理大臣が議長に就任するなど、わが国の貢献が世界的に認知されつつある。環境教育については、3年連続しての国連総会に「国連持続可能な開発のための教育の10年」に対する決議案を提出し、全会一致で採択されたことに加え、平成16年6月に「アジア協力対話『環境教育推進対話』」を東京で開催し、活発な議論を行った。 環境条約については、平成16年6月15日にロッテルダム条約を受諾し、同年9月に開催された第1回締約国会議に参加して、ルール作りに積極的に関与している。

78	京都議定書の早期発効のための働きかけと全ての国の参加する共通ルールの構築	人類の生存に関わる深刻な問題である地球温暖化に対する国際的な取組を強化すること	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	地球温暖化防止に向けた国際社会の取組を強化するための重要な第一歩である京都議定書を早期に発効させることが重要であること、及び地球温暖化対策の実効性を確保するためには、世界最大の温室効果ガス排出国である米国や開発途上国を含む全ての国が温室効果ガス排出削減に取り組むことが必要不可欠であることから、今後も施策を継続することが重要である。				京都議定書は2004年11月のロシアの締結をもって、2005年2月16日に発効することとなった。今後も、中長期的な観点も踏まえ、全ての国が温室効果ガス排出削減に取り組むよう働きかけを継続している。
79	国際機関における邦人の参加促進と邦人職員数の増加	国際機関におけるわが国の人的貢献の推進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	国際機関における邦人職員増強は外務省の重点外交施策の1つとされており、邦人職員数は増加傾向にあるものの依然として国際機関に対する財政的貢献に比べ、著しく少ないことから、今後も同施策を継続・強化していく必要がある。				国連関係機関における邦人職員数は、平成15年度1月の557名から平成16年1月に610名に増加したが、引き続き(1)職員数の増加、(2)国際機関において意思決定に影響力を行使できる幹部ポストの確保の達成に向けて、優秀な人材の発掘とともに、国際機関に対する強い働きかけを実施している。

(7) 国際法の形成・発展に向けた取組

	重点施策	重点施策の上位目的	重点施策に関する評価結果の概要	評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)				
				概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)	
80	政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施	わが国外交安全保障の基盤的枠組み作りとテロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	わが国の安全保障の確保及びテロその他の犯罪や大量破壊兵器の拡散等の防止のための国際法上の枠組みの整備は、テロや大量破壊兵器拡散の脅威に直面するわが国自身にとって緊急の課題である。国際社会全体を見ても、この分野で新たな国際約束作成の動きが活発であり、こうした国際約束の作成交渉に当たってはより一層わが国の利害を反映させるとともに、未だ締結していないものの締結を鋭意進めていく必要がある。				わが国を巡る安全保障環境の整備及び国際社会の平和と安定の確保に資する諸条約の交渉・締結及びルール作りへの参画を進めている。以下具体例； ・ジュネーブ条約追加議定書の締結。 ・日米安全保障条約の円滑な運用を図るために、日米物品役務提携協定改正協定を締結。 ・海洋航行不法行為(シージャック)防止条約の改正交渉への参画。
81	経済・社会分野における国際約束の締結・実施	・多角的自由貿易体制の強化と自由貿易協定・経済連携協定の推進 ・国民生活に影響を与える様々な分野での国際的ルール作りへの参画や日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	貿易及び投資の自由化による成長機会の拡大のための国際法の枠組みの整備及びWTOの紛争解決手続への対応は、わが国自身の経済・産業再生のための緊急かつ重要な課題である。また、環境、人権等社会分野の新しい課題及び社会保障、投資等海外における国民の利益の保護に関する国際法の枠組みの整備は、国民の日常生活における利益に直結するため、引き続き重点的に取り組む必要がある。				貿易や投資の自由化を通じたわが国の成長機会に資する条約の交渉・締結、WTOの紛争解決手続への対応、社会分野及び社会分野保障、投資等の分野での国際法の枠組みの整備を進めている。以下具体例； ・日・メキシコ経済連携協定の署名。 ・経済連携協定につき、ASEAN諸国及び韓国との交渉推進及びフィリピンとの大筋合意。 ・わが国検疫手続に関するWTOパネルへの対応。 ・児童の権利条約の二つの選択議定書の締結。 ・日米及び日韓との間での合意を始め、各国との社会保障協定整備に向け努力。 ・日・ベトナム投資協定の締結。

82	国際法規の形成への寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・国際法規の形成に際し、わが国の主張を反映させ、新たな国際ルール作りへの積極的貢献 ・国際社会における法の支配の強化、国際紛争の平和的解決の促進 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他 	<p>国際法規の形成は、現在も不断に進められている国際社会の秩序作りの根幹を成す作業であり、これを揺るがせにすることはできない。また、日本が国際社会において新しいルール作りを積極的に関与していく上で、国際法を的確に解釈、実施することは必須の条件である。そのためにも、各種の国際的な議論の場で、日本の意見を表明するとともに、各国の考え方を聴取し、今後の国際法の潮流を見極めることは、きわめて重要である。今後とも、こうした重要性を踏まえて、各フォーラムでの法規形成での議論に臨んでいく必要がある。</p>				<p>各種国際的なフォーラムでの国際法規形勢に向けた積極的な参画を進めている。以下具体例；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わが国が作成に尽力してきた主権免除条約が国連総会で採択された。 ・英・仏等の主要各国と国際法局長協議を実施。 ・国際私法分野における条約作成会議に委員を派遣。 ・史 ICJ 所長及びファン・ロソ・ヘグ 国際私法会議事務局長の訪日及び意見交換。 ・EU 及び ICC から関係者が訪日して意見交換を行ったほか、一般向けのセミナーを実施。 ・ICC 担当官の増員要求。
83	国際法に関する知見の蓄積・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・国際法解釈の一層の深化を進め、わが国が国際法の発展により積極的に貢献するための基盤を強化 ・研究会及び意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見の外交実務における国際法解釈及び法的な助言への活用 	<ol style="list-style-type: none"> 1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他 	<p>あらゆる国際的な問題には、法的な側面が存在するといっても過言ではなく、わが国が様々な外交案件に適切に対処するためには、国際法上重要な論点を把握し、検討することが不可欠である。事案の発生後、緊急に手当てを要する事案について、限られた時間内での迅速な対応に努めることは当然であるが、その際の適切な検討を担保するためには、日常の研鑽が重要である。すなわち、重要な論点については、個別具体的な事件の発生を待つことなく、ある程度の時間をかけ、各種学説や判例等を参照し、研究者との意見交換を通じ、包括的な検討を行うことが有益である。今後とも、法的観点に関し、日常における種々の研究会の一層の活用等を図り知見を深めるとともに、種々の案件につき適時適切に検討を加え、助言を行うことにより、政府としての的確な政策遂行を確保することが重要である。</p>				<p>各種研究会の開催、研究委嘱を通じた法的知見の蓄積に向けた数々の取組を実施している。以下具体例；</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主として国際法学者が出席する海洋法の分野における法的論点を検討する研究会を実施。 ・「国際裁判の判例研究」について研究を委嘱。 ・国際経済・投資分野に関する研究会を開始

84	国内・国外・国際裁判への対応	国内外の各種裁判におけるわが国の国際法解釈を示すことによる、国益の確保	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止・中・休止 4) その他	先の大戦にかかる訴訟は、わが国国内においては、新たに訴訟が提起されており、これに対する国際法の反論を行うことは必要不可欠である。また、米国においても、引き続き、わが国の立場を適時に主張し、わが国の国益に沿う判決が出されるよう確保していく必要がある。 また、わが国が国際的な場面で活動する機会が増えるに従い、法的な側面から対処する事例が増大している。さらに、海外で活躍する日本人がトラブルに巻き込まれるような場合に、国際法及び現地の法令に従った対応が求められる。そうした場合に、政府として主権免除や外交・領事関係をはじめとする各種の国際法規を適切に活用し、わが国及び国民の権利や利益を保護するため、迅速に対処することが不可欠である。				国内外の訴訟において、わが国の法的見解を示すための各種書面を提出している。以下具体例； ・米国連邦控訴審における 1916 年 AD 法を巡る訴訟に日本政府の見解を示した意見書を提出。 ・ICJ がイスラエルの「壁」建設に関して勧告的意見を出すに当たり、日本政府の陳述書を提出。
----	----------------	-------------------------------------	--	--	--	--	--	---

(8) 文化交流への取組

	重点施策	重点施策の上位目的	重点施策に関する評価結果の概要	評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)				
				概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)	
85	二国間における文化交流	諸外国国民の日本に対する関心・理解を高めるとともに、各国国民との相互理解を深めること	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止・中・休止 4) その他	文化交流については、外交上の意義が高いことを踏まえ、各国との関係の安定的関係を構築していくためにも、今後も継続する。				「日・EU 市民交流年」や「日韓友情年 2005」といった周年事業の活用や、外務省内や独立行政法人国際交流基金との協議を通じて、国・地域、分野別政策を立案し、それに基づいて文化交流事業を実施することにより、対日理解の促進や親日感の醸成といった面で、より高い効果が得られるよう努力している。また、在外公館文化事業については、その効果を高めるため、文化無償の被供与機関と連携する在外公館文化事業予算について新規要求を行っている。また、「知日家」「親日家」の育成に当たり、予算のより効果的な活用をはかるため、人物招へいスキームの改変について要求を行っている。

86	文化の分野における国際協力	文化の分野における国際社会への貢献	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	文化分野での国際協力を実現し国際社会に貢献することは、長期的・継続的な取組を必要とする。ユネスコを通じた規則づくりは、国際社会からより強い要請を受けており、第32回総会では文化多様性条約とアンチ・ドーピング条約の2つの条約作成交渉の開始が決定された。また、信託基金事業及び文化無償協力は共に大きな効果をあげており、かつ文化・教育活動の発展、文化遺産の修復に対するニーズも高い。以上の点から、今後とも本施策を継続する必要がある。				2003年秋のWCO総会で交渉開始が決定されたアチ・ド・ベツグ条約及び文化多様性条約については、本年秋の総会における採択を目指して、専門家会合、政府間会合が開催されている。 WCOに設置した信託基金の活用により、アコルババ・ミヤ等の遺跡保存修復事業、イラク復興支援事業等を実施している。 文化無償協力による二国間文化協力においても、ムサカ県にあるカバ・ク・スタジムの修復等の案件を実施し、文化・スポーツ面におけるイラク復興支援を行った。また、文化無償協力については、施設・機材案件の双方に対応可能となるようスキームを改変し、また草の根無償協力により重点をおく予算形態とする等、大幅な改善を行う方向で予算協力をを行っている。
----	---------------	-------------------	--	---	--	--	--	---

(9) 広報活動

	重点施策	重点施策の上位目的	重点施策に関する評価結果の概要	評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)				
				概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)	
87	海外における対日理解・対日親近感の醸成及び日本政府の政策への理解増進	国際社会の中で良好かつ深い対日認識を醸成することにより、わが国の外交政策の展開を容易にすること	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	在外公館を通じた広報活動、人物交流事業、印刷物・映像による広報資料の作成・購入・配布、インターネットでの情報発信、対日世論調査を重点的に実施した結果、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び日本政府の政策への理解が増進されたところ、本施策を継続することが適切である。				在外公館を通じた広報活動、人物交流事業、印刷物・映像による広報資料の作成・購入・配布、インターネットでの情報発信、対日世論調査の各施策を引き続き実施している。特に、わが国の対イラク及び周辺国における理解増進、国連における日本の貢献、観光誘致等、主要外交政策にかかる広報については、重点的に実施している。
88	国内における外交政策への理解の増進のための各種情報の提供及び外交政策に関する国内世論動向の把握	・わが国外交政策に関する情報を適時に分かりやすい形で国民に提供することにより、わが国国民に対する説明責任を果たすこと ・わが国外交政策に関する認知度、理解及び支持状況といった世論動向を把握し、国民の声を外交政策の形成過程に適切に位置付けること	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	外務省ホームページ(日本語版)等IT・マルチメディアによる情報提供、定期刊行物、放送番組への編集・制作協力やパンフレットの作成、タウンミーティング、講演会・シンポジウム等の開催により、わが国外交政策に対する国民の理解が増進された。また、国民の意見に適切に対応するための広聴活動、及び外交政策やその広報の企画立案の参考とするための世論調査は相当の有効性が認められた。従って、これらの施策を継続することが適切である。				IT、印刷メディア、テレビ等の番組編集・取材協力などによる情報発信に加え、大臣をはじめ外務省職員による各種タウンミーティング等の対話型広報を行い、多角的な広報を継続している。また、引き続き広聴活動・世論調査により、外交政策に関する国民の意見を広く聴き、またその動向の把握及び省内への適切な伝達に努めている。

89	首脳外交・要人往来に関する迅速で正確な情報発信	・わが国の外交政策及び要人往来を含むわが国外交努力に対する国民の信頼とより良い理解の増進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	首脳外交・要人往来に関する迅速で正確な情報発信については、開かれた外交を展開する上で必要不可欠である。				首脳外交・要人往来に関する情報発信は必要不可欠との評価結果を踏まえ、取組を継続中である。
90	わが国の政策特に外交政策に関し、正確で時宜を得た対外プレス発信、並びにわが国に対し好意的な外国報道の定着及び偏向外国報道の是正	諸外国の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	外国メディアに対する適切な働きかけを通じた諸外国の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進のために地道な努力を継続することが重要であり、今後とも諸措置を継続的に実施することが必要である。また、今後の課題として、外国メディアの関心事項の適切な把握とより効果的な発信にも取り組むことが重要である。				外国プレス記者会見(週2回)及び年間約90名の報道関係者招待等の施策を継続中である。

(10) 外務省改革への取組

	重点施策	重点施策の上位目的	重点施策に関する評価結果の概要	評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)				
				概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)	
91	行政府としての立法府との適切な関係の確保	外務省と立法府との間に適切な緊張関係を構築する	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	外務省と立法府の間の適切な相互協力関係を維持していくためには、不適切な意見を排除できるシステムを維持し、また、このような関係について外務省内の政治レベルと事務方が、日頃から協議できる体制を整備しておくことが必要であることから、今後も継続する必要がある。				外務省と立法府の適切な関係を維持していくとの施策の重要性に鑑み、引き続き、原則として週一回政務本部連絡協議を開催している。
92	外交に携わる者としての職員の意識改革	外交に携わる者として、絶えず変化する日本を取り巻く状況に常に敏感な感覚を養い、国民全体の奉仕者としての意識を徹底する	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	外務省各職員が、国民全体の奉仕者であるとの意識及び外交に携わる者としての使命感を徹底するためには、継続的な取組が必要であり、諸手段を通じて今後も施策を引き続き実施していく必要がある。				国民全体の奉仕者であるとの意識及び外交に携わる者としての使命感を徹底するとの施策の重要性に鑑み、引き続き、各種研修等を通じて省員の意識改革を図った。例えば、在外研修後の1種・専門職職員を国民のサービスの最前線である領事実務に従事させる領事研修を改善しつつ引き続き実施した。また、在外公館の窓口業務の延長を実施するなどの措置も引き続き実施している。
93	徹底した競争原理導入による人事制度の再構築	職員の士気を高め、組織としての活力を最大限に引き出すため、競争原理を積極的に取り入れる。地道な努力がきちんと評価され報われる人事を行う	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	人事制度の再構築に係る各手段の成果は、直ちにその成果が把握できるものではなく、継続的に取り組む必要のある中長期的な課題である。				徹底した競争原理導入による人事制度を再構築するとの施策の重要性に鑑み、引き続き、省内公募制、専門官制度、厳格な大使人事等の措置を実施している。

94	秘密保全の徹底	外交の基本である内外の信頼を回復・強化する	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	職員の秘密保全の意識に関する改革については、一朝一夕にその効果が現れるものではなく、また、一定の効果が見られた後も、継続して意識の高揚に努める必要がある。				外務省の秘密保全体制の強化を図るとの施策の重要性に鑑み、確実な秘文書管理実施につき省員に対して周知・徹底すると共に、在外公館に対して、秘密保全検査の実施の徹底を指示するなどの措置を実施している。
95	ODA の効率化・透明化	ODA に関し、国民に対する説明責任を果たすとともに、より効果的な ODA の実施を目指す	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	「ODA の効率化、透明化」の重要性は新 ODA 大綱にも盛り込まれており、現在実施している諸事業を引き続き実施していくことが適当である。				ODA 事業の効率の実施と透明性の向上との施策の重要性に鑑み、引き続き諸事業を実施している。
96	外務省予算の効率的使用・透明性の確保	効果的な外交政策の実施の実現と公金の適正使用の確保	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	外務省予算の効率的使用・透明性の確保のための諸施策を実施するよう、今後、一層効果的な外交施策の実施と公金の適正使用の確保を図る必要がある。 また、今後とも、引き続き会計に係る研修等を実施することにより、公金に対する外務省職員の意識をさらに高める必要がある。 会計手続規則が適当であるか、遵守されているかについては、不断のチェックと改善が不可欠であるところ、現行の監察査察組織の下で、監察及び査察の着実な実施に努める必要がある。				外務省予算の効率的使用・透明性の確保のための諸施策を引き続き実施することにより、より効果的な外交施策の実施と公金の適正使用の確保に努めている。また、会計に係る各種研修等を実施し、公金に対する外務省職員の意識の向上に努めている。 さらに、2 つの省内組織に対する監察及び 28 の在外公館に対する特別集中査察を公認会計士等の外部専門家の参加を得て引き続き実施し、会計手続規則の遵守状況等については是正・改善の必要が認められる場合にはその旨提言・勧告している。
97	NGO との連携強化	外交の舞台で重要性を増す NGO と外務省が協力することで多角的な外交を推進する体制を構築する	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	外交における NGO の役割は今後もますます重要度を増してくるものと考えられ、NGO との連携を更に進めていくため、現在実施している諸事業を引き続き実施していくことが重要である。				NGO との連携強化のための諸事業を引き続き実施し、多角的な外交を推進する体制の構築に努めている。
98	広報広聴体制の再構築	わが国の外交政策を内外に力強く発信するための広報体制及び国民の声を広く聴くための広聴活動を強化する	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	(a) インターネット広報を充実させたことにより、順調にアクセス件数も増加し、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び日本政府の政策への理解が増進された。 (b) 平成 14 年 4 月以来、東京、大阪を始め全国 5 か所にて川口外務大臣が出席する外務省タウンミーティングを開催し、国民の意見を直接取り入れる試みを行った。また、広聴室を平成 15 年 1 月に設置し、同年 4 月には外務省組織規則に根拠規定のある室として正式に発足させた。15 年 1 月より 12 月末までに対応した件数は、電子メール約 6 万件、ファックス・書簡約 1 万 6000 件、電話約 4400 件に上る。これらの取組を通じて、得られた意見を政策担当部局等の伝達し、国民の声を真摯に受け止める体制が整備され、運用された。今後も、施策を継続していくことが必要である。				外交を実施するにあたっては、我が国の外交政策を内外に力強く発信するための広報体制及び国民の声を広く聴く広聴体制を整備していくことが引き続き必要であるとの認識の下、インターネット広報のコンテンツの充実やタウンミーティング等の実施等、多角的な広報を行い、また、広聴活動・世論調査により、外交政策に関する国民の意見を広く聴き、またその動向の把握及び省内への適切な伝達に努めている。

99	効率的な外交を更に推進するための在外公館を中心とした業務見直し	わが国の外交活動を効率的に実施しながら、世界各国に在住するわが国国民の生命・身体・権益等を守る体制を整備する	1) <u>継続</u> 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	在外公館の重要性はますます大きくなってくると考えられ、また、領事サービスへの需要は高まってくると考えられるため、今後も施策を継続していくことが適当である。				在外公館の重要性は高まっており、引き続き、機構や人員配置状況の整備に努めている。平成16年度は、外交上、領事上の観点から、在アンゴラ大使館、在重慶総領事館及び在カルガリー総領事館の3公館を新設した。 また、以下に掲げる具体的な措置を通じて、領事サービスの向上に努めている。 ・窓口サービス向上のため、領事研修制度の一層の充実化及び領事シニアボランティア制度の改善を図っている。 ・領事サービス本部第2回会合において、「領事窓口サービス改善のための基本的事項」として着手可能なものを決定し、全在外公館に実施を指示した。 ・24時間電話対応サービスを平成16年度は30公館に拡大した。
100	政策立案過程などの透明化	国民の理解と支持に支えられた外交を推進すると共に、外交政策の国民への説明責任を果たす	1) <u>継続</u> 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	開かれた外務省となるためのこれらの諸手段は強化されつつある段階であり、引き続き実施していく必要がある。				開かれた外務省となるために国民に対しての説明責任を果たすための諸手段は、引き続き実施していく必要があり、情報公開、外交記録公開の実施体制を強化するための諸措置を実施している。
101	危機管理体制の整備	テロ等危機発生時に即応可能な体制を平素より構築する	1) <u>継続</u> 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	現在の変動する国際社会においては、危機管理体制の整備はますます重要となってくると考えられ、引き続き、上記諸手段を通じて施策を実施していく必要がある。				危機管理体制の整備はますます重要となっているとの認識の下、官房に危機管理担当参事官を新設し、危機管理体制の整備・強化を図ると共に、在外公館警備強化のために、本省警備対策官及び在外公館警備対策官の定員増や防弾車の配備等人的・物的両面から幅広い対策を講じている。
102	政策構想力の強化	外部有識者やシンクタンクとも連携し、外部意見を政策へ反映するための体制を構築しながら、国民のニーズと国益に則った力強い外交戦略目標を設定する能力を備える	1) <u>継続</u> 2) <u>改善・見直し</u> 3) 廃止、中・休止 4) その他	政策構想力の強化については、組織・機構改革においても一つの大きなテーマとしてあげられており、平成16年度夏に新しい組織・機構に移行した後、更に政策構想力の強化を実施していくか検討していく必要がある。				政策構想力の強化の観点も踏まえ、外務省の組織・機構の改革を実施した。さらに、(財)日本国際問題研究所関連事務が今次機構改革に併せて総合外交政策局に移管されたことも受け、外部有識者や内外シンクタンクとのより一層の連携強化に努めており、今後とも積極的に政策構想力強化に向けた努力を行っていく。

(11) 海外邦人安全対策

	重点施策	重点施策の上位目的	重点施策に関する評価結果の概要		評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)			
					概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)
103	海外邦人の安全を図るための諸対策の実施	国民の海外における犯罪、事故、テロ事件、感染症等の被害を防止すること	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	国・外務省の事務としての邦人保護業務の重要性、邦人保護業務に対する国民の期待の高まり、海外渡航者数の増加、それに伴って海外での事件・事故の被害等に遭う日本人の増加。この現状において国民が海外で被害に遭わないよう、また被害を最小限に抑えるため、諸施策を継続して実施することが不可欠である。				評価結果を踏まえ、邦人が事件・事故に巻き込まれることを未然に防止するための事前の情報提供及び広報啓発活動、邦人を巻き込む緊急事態に対する対応、並びに事件・事故に巻き込まれた邦人に対する援護活動について、一層の取組強化を行っている。

(12) 的確な情報収集・情勢分析への取組

	重点施策	重点施策の上位目的	重点施策に関する評価結果の概要		評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)			
					概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)
104	的確な情報収集及び情報の政策決定ラインへの提供	的確な情報収集の成果を政策決定ラインに適時に提供することにより、不確実性や多様なリスクが増大する国際社会の中で、日本の平和と繁栄、並びに国民の生命・安全・利益を確保する外交政策の立案・実施に寄与すること	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	現在のイラク情勢、テロ問題、北朝鮮核開発問題等、わが国の安全に重大な影響を及ぼす国際状況に適切かつ迅速に対応するためには、今後も当施策を継続しテイク必要がある。また、機能をより一層強化するため、一定の改善も必要である。				政策部局との連携では、官房主管の各種治安・危機管理関連の会議等に出席、関連情報を提供する他、大臣、政務官等、幹部への各種ブリーフを増加、右幹部ブリーフへの政策部局からの積極的参加を推進している。公開情報についてもテロ関連声明データベースの構築等、電子化された公開情報の収集及びその政策部局との共有を図っている。

105	的確な情勢分析及び分析の政策決定ラインへの提供	的確な情勢分析の成果を政策決定ラインに適時に提供することにより、不確実性や多様なリスクが増大する国際社会の中で、日本の平和と繁栄、並びに国民の生命・安全・利益を確保する外交政策の立案・実施に寄与すること	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	現在のイラク情勢、テロ問題、北朝鮮核開発問題等、わが国の安全に重大な影響を及ぼす国際状況に適切かつ迅速に対応するためには、今後も当施策を継続する必要がある。また、機能をより一層強化するため一定の改善も必要である。				政策部局の打ち合わせ会合への国際情報統括官組織関係者の定期的出席を確保し、また、分析ペーパーに評価シートを添付して政策部局の意見を聴取するようにしたことを通じて、政策部局のニーズを把握するとともに適時性のある的確な分析課題を設定することに努めている。政府内外の専門家との意見交換を増加させ、種々の見方を聴取し、かかる見方を比較検討させることで分析力の向上を図った。分析担当官の数を若干増加させた。分析結果に関する大臣、政務官等、幹部への各種ブリーフを増加させ、右幹部ブリーフへの政策部局からの積極的参加を推進している。
-----	-------------------------	---	--	--	--	--	--	---

3. 政府開発援助 (ODA)

(1) 政府開発援助における政策

	重点政策	重点政策の上位目的	重点政策に関する評価結果の概要	評価結果の政策への反映(予算・定員・機構はH17年度要求への反映)			
				概算要求	機構要求	定員要求	評価結果を踏まえた対応(簡潔に)
106	対インドネシア援助政策 (ODA)	インドネシアの持続的かつ公平な経済・社会開発の促進に貢献すること	1) 継続 2) 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	わが国は、平成15年8月に改定された新ODA大綱においても、ODAを利用してASEANなどの東アジア諸国との関係強化や域内格差の是正に努めることとしている。また、当該政策実施の背景は現在も変わっていない。むしろ、現在インドネシアが経済危機後経済の立て直し、社会情勢の安定化等のために各種改革を進めていることを考えれば、わが国が当該政策を着実に実施することが一層強く求められていると言える。従って、現在対インドネシア国別援助方針に替わる国別援助計画の策定が進められているが、基本的にはわが国が現行政策の基本ラインを維持・継続することは必要であり、妥当と考えられる。 ただし、現時点では、「重点5分野」と「3本柱」の関係が必ずしも明確ではない。新たに策定される「対インドネシア国別援助計画」においては、この点を含め、政策体系の十分な整理が必要がある。 なお、新たに策定される国別援助計画の実施に際しては、わが国が経済危機後の支援で見せたような迅速かつ効率的な対応を可能にするため、今後ともインドネシア側、あるいは他ドナーとの密接な協議・連携を維持していくことが必要不可欠である。			平成16年11月に国別援助計画を策定。従来の国別援助方針の「重点5分野」と援助の「3本柱」(援助方針策定後の同国の情勢変化を踏まえ、平成13年に発表されたもの)は、後者が緊急対応的に策定されたものであるため、相互の関係は十分には考慮されていなかった。今回の国別援助計画では、これら重点5分野と3本柱の関係を整理し、更に最近の情勢に鑑み必要と考えられる事項を加え、新たな3つの柱に改定している。 また、同年12月末に発生したスマトラ沖地震及びそれに伴う津波被害に際して端的に見られたように、わが国は、上記国別援助計画策定後においても、同国との迅速かつ密接な協議・連携を維持している。

107	対インド援助政策 (ODA)	インドの健全な経済・社会開発の促進に貢献すること	1) 継続 2) <input type="checkbox"/> 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	わが国の旧 ODA 大綱の趣旨、インドの南西アジアにおける政治・経済上の重要性、貧困人口、市場志向型経済への取組などに鑑み、対インド援助政策を実施することは必要であり妥当であるが、一部の優先分野では実績や要請が乏しいものがあり、優先分野の再検討を行う必要があると考えられるため。				評価結果も踏まえ、現在、対インド国別援助計画を策定中である。
108	感染症対策支援政策 (ODA)	HIV/AIDS、結核、マラリア・寄生虫、ポリオ等の感染症対策へ貢献すること	1) <input type="checkbox"/> 継続 2) <input type="checkbox"/> 改善・見直し 3) 廃止、中・休止 4) その他	わが国の新 ODA 大綱においても感染症対策支援が重点課題として位置付けられていること、感染症は引き続き地球的規模の問題であることから、「沖縄感染症対策イニシアチブ」(IDI) を引き続き実施することは必要かつ妥当であるが、今後は取組の強化が必要と考えられる。				現在、沖縄感染症対策イニシアチブ (IDI) を継続中であるが、2005 年 3 月にはその期限を迎えることとなる。一方、地球規模では依然として感染症が人類の驚異となっており、世界共通の開発課題であるミレニアム開発目標にも感染症への取組があげられていること、保健医療分野は開発の重点課題である貧困削減の鍵となることなどから、感染症対策を含めた保健医療分野の取り組みを強化するために IDI の後継イニシアチブを策定すべく作業中である。

(2) 政府開発援助における未着手案件

政策評価法第7条第2項第2号イに基づき、政策決定(交換公文締結)後5年を経過した時点で、当該案件がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていない(貸付実行に至っていない)有償資金協力計7案件について、政策(案件)の目的の実現に向けた取組を的確、着実に推進するために、見直すべき点があるか否かとの観点から総合評価方式にて評価を行う。

	案件名 (借入国)	交換公文 締結日	借款契約 承諾日	事業目的	評価の結果・今後の対応方針	H16年度の政策への反映状況
109	工業部門強化計画(タイ)	19980925	19980930	中小企業に対し、タイ産業金融公社を通じて設備投資資金等を長期低利で融資することにより、工業部門の振興を図ると共に、雇用の創出、地域振興等を図る。	タイ政府からは、本事業を実施するにあたり、円借款の利用を中止したいとの意図表明がなされている。貸付の取りやめ。	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 貸付中止
110	産業人材育成センター-建設計画(タイ)	19980925	19980930	工業団地内に産業人材育成センター-を建設し、現場において実践的な研修・再訓練を行うことにより、技術水準の高い熟練労働者を育成し、タイ経済の国際競争力向上、持続的成長の達成に資する。	人材育成はタイの開発における重点分野であり、本事業に対するニーズは引き続き大きい。現時点では、未だ貸付取りやめの可否を検討する段階にはないため、対政府に対し、早期着手に向けて督促していく。	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 貸付中止 (相手国政府から、借入れ取りやめの意向が示されたこと等から、我が方として検討した結果、貸付中止とした)
111	地方開発・雇用創出農業信用計画(タイ)	19980925	19980930	第8次国家経済社会開発5ヶ年計画の重点目標に沿って、農業生産活動の効率化、農産物の品質向上、植林の促進、環境保全型農業の推進を行うとともに、現下の通貨・経済危機に対応すべく農村部における雇用機会の提供を図る。	タイ政府からは本案件を実施するにあたり円借款の利用を中止したいとの意図表明がなされている。貸付の取りやめ。	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 貸付中止

112	山西王曲火力発電所建設事業計画(第2期)(中国)	19981225	19981225	石炭の産地である山西省東南部の長治市の北7kmに石炭火力発電所を建設し、電力の需要地である山東省に電力を供給する。	現在、中国の電力需給は逼迫しており、本事業へのニーズが高い。本事業を実施することにより得られる効果は大きいことから、事業を継続実施する。	継続 貸付中止
113	柳州酸性雨及び環境汚染総合整備事業計画(第3期)(中国)	19981225	19981225	酸性雨の発生頻度が中国全土でも1、2を争う柳州市において、石炭火力発電所に脱硫装置を設置することにより、酸性雨の原因であるSO2の排出量減少を図る。	柳州は酸性雨コントロール地区に指定されており、引き続き酸性雨対策の重要性が高い。本事業を実施することにより得られる効果は大きいことから、事業を継続実施する。	継続 貸付中止
114	陝西省韓城第2火力発電所建設計画(第2期)(中国)	19981225	19981225	陝西省の経済発展に伴う電力需要を賄うことを目的として、陝西省韓城市の28km北方下峪口に石炭火力発電所を建設する。	現下の旺盛な中国の電力需要に対応すべく、引き続き事業の進捗状況を注視し、早期の事業効果発現のために必要な協力を行っていく。	継続(貸付開始済み) 貸付中止
115	山西省王曲-山東萊陽送電線建設事業計画(中国)	19981225	19981225	山西省東南部の長治市の王曲火力発電所から電力の需要地である山東省に電力を供給する。	中国政府からは本事業を実施するにあたり、円借款の利用を中止したいとの意図表明がなされている。貸付の取りやめ。	継続 貸付中止
交換公文締結から5年を経過したときに貸付実行開始に至っていない案件は評価時点で計7件						

(3) 政府開発援助に係る未了案件

政策評価法第7条第2項第2号口に基づき、政策決定(交換公文締結)後10年を経過した時点で、当該案件がその実現を目指した効果が発揮されていない(貸付実行が未了である)有償資金協力計11案件について、政策(案件)の目的の実現に向けた取組を的確、着実に推進するために、見直すべき点があるか否か、また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、政策(案件)そのものを見直すべきか否かとの観点から総合評価方式にて評価を行う。

	案件名(借入国)	交換公文締結日	借款契約承諾日	事業目的	評価の結果・今後の対応方針	H16年度の政策への反映状況(現在の状況)
116	ゴダーレ・ラントール水力発電計画(イラン)	19930529	19930602	イラン南西部カルン川にある既設のカルン1ダムの下流約20km地点にダム及び水力発電所を建設することにより、電力需要の増大に対応するとともに、石油・ガスエネルギーの節約を図る。	今後とも電力需要の増大が見込まれ、本事業へのニーズは極めて高い。事業完了により期待される効果を早期に発現させるべく、事業を継続実施する。	継続 貸付完了 貸付中止

117	イスタンブール給水計画(トルコ)	19930615	19931112	周辺に開発可能な水資源に乏しいイスタンブール市の急激な人口増加に伴う水不足に対処する。	イスタンブールにおける上水供給は依然として不足が見込まれ、本事業に対するニーズは極めて高い。事業完了により期待される効果を早期に発現させるべく、事業を継続実施する。	継続 貸付完了 貸付中止
118	農村振興道路建設計画(パキスタン)	19930803	19930819	パキスタンが推進する地方道整備計画の一環として、4州33県にわたる総延長約730kmの地方道の改良・整備を行い、農村部の交通・物流の円滑化、教育・保健施設へのアクセス改善を図り、もって農村部の経済・社会的発展を促す。	農村部の道路整備はパキスタンの最新の開発計画と合致し、本事業のニーズは高い。事業完了により期待される効果を早期に発現させるべく、事業を継続実施する。	継続 貸付完了 (H16年11月貸付完了) 貸付中止
119	森林セクター事業計画(フィリピン)	19930816	19930819	造林等の植栽関連事業を行うことにより森林資源の保護・育成を図るとともに、政策・体制のより一層の強化・改善を目指す。	貸付完了済(2003年12月)	継続 貸付完了 貸付中止
120	ハリプール発電所修復・拡張計画(バングラディッシュ)	19930901	19930913	円借款により建設されたガスタービン発電所の故障箇所をリハビリし、併せて増設/コンバインド・サイクル化により熱効率の改善/発電量の増加を図ることにより、バングラディッシュにおける電力需給逼迫に対応する。	貸付完了済(2003年8月)	継続 貸付完了 貸付中止
121	環境保全基金支援計画(タイ)	19930920	19930922	タイ全国の環境保全施設設置に必要な資金の供給を主たる目的として設立された環境保全基金に対して資金援助することにより、同国における環境保全推進を支援する。	事業完了により期待される効果を早期に発現させるべく、事業を継続実施する。	継続 貸付完了 (H17年1月貸付完了) 貸付中止
122	シャクワラ大学整備拡充計画(インドネシア)	19931029	19931104	シャクワラ大学は7学部、学生数1万5000人を有するアチエ州唯一の国立大学である。教育環境水準の低い地方大学の整備の一環として、農学部、工学部の拡充整備を行い、同地域の開発に中心的な役割を果たす農工業開発に必要な人材を供給する。	貸付完了済(2003年6月)	継続 貸付完了 貸付中止
123	ルヌン水力発電及び関連送電線建設事業計画(第2期)(インドネシア)	19931029	19931104	北スマトラ州に水力発電所を建設することにより、同州の急増する電力需要に対処し、かつ経済振興及び生活水準の向上を図る。	依然として電力需要の増大が見込まれ、事業へのニーズも引き続き高い。事業完了により期待される効果を早期に発現させるべく、事業を継続実施する。	継続 貸付完了 貸付中止
124	アグリポ地域農業開発計画(第2期)(ドミニカ共和国)	19931102	19940331	ドミニカ共和国北東部アグリポ地域で行われている農業開発事業の一環として、エル・アグアカテ及びエル・グアジャボ地区において灌漑を施し、米の生産性向上を図る。	貸付完了済(2003年11月)	継続 貸付完了 貸付中止

125	ヤムナ川橋梁建設計画(インド)	19931207	19940124	ウツタル・プラデシュ州アラハバード市において、ヤムナ川を挟むアラハバード地区とナイニ地区間に新たに四車線橋を建設することで、近年の交通量増加による交通渋滞の解消を図るとともに、アラハバード市の拡大発展に寄与する。	アラハバード市における都市環境改善のニーズは高く、インド政府は事業継続の意思を有している。当該事業を完成することによって、期待された効果が得られる具体的な見通しがあることから、事業を継続実施し、早期の事業効果発現を図る。	継続 貸付完了(H17年3月上旬貸付完了見込み) 貸付中止
126	国道5号線拡幅・改良計画(インド)	19931207	19940124	国道5号線のうちアンドラ・プラデシュ州チラカルリベット - ビジャヤワダ間(83Km)について、拡幅及び改良を実施することによって、道路輸送能力・走行性の向上を図り、ひいては地域経済の発展を促すことを目的とする。	貸付完了済(2003年6月)。	継続 貸付完了 貸付中止
交換公文締結から10年を経過したときに貸付実行が未了である案件 計11件						